

第五十五回 参議院商工委員会會議録第十七号

昭和四十二年七月十三日(木曜日)

午前十時四十九分開会

委員の異動

七月十二日

辞任

松平 勇雄君

補欠選任

森 八三一君

七月十三日

辞任

小柳 勇君

補欠選任

大橋 和孝君

和泉 覚君

向井 長年君

白木義一郎君

高山 恒雄君

出席者は左のとおり。

委員長

鹿島 俊雄君

理事

井川 伊平君

近藤英一郎君

柳田桃太郎君

阿部 竹松君

委員

上原 正吉君

重政 庸徳君

津島 文治君

森 八三一君

横井 太郎君

大矢 正君

小柳 勇君

近藤 信一君

竹田 現照君

榊 繁夫君

矢追 秀彦君

高山 恒雄君

向井 長年君

通商産業大臣
菅野和太郎君

政府委員
科学技術庁長官
官房長
科学技術庁原子
力局長
大蔵省主計局次
長
通商産業政務次
官
通商産業省繊維
雑貨局長
通商産業省公益
事業局長
中小企業庁長官
事務局側
常任委員会専門
員

国務大臣
二階堂 進君

科学技術庁長官
小林 貞雄君

官房長
村田 浩君

科学技術庁原子
力局長
岩尾 一君

大蔵省主計局次
長
栗原 祐幸君

通商産業政務次
官
乙竹 虔三君

通商産業省繊維
雑貨局長
安達 次郎君

通商産業省公益
事業局長
影山 衛司君

中小企業庁長官
小田橋貞寿君

本日の会議に付した案件
○原子力基本法の一部を改正する法律案(内閣提
出 衆議院送付)
○動力炉・核燃料開発事業団法案(内閣提出、衆
議院送付)
○特定繊維工業構造改善臨時措置法案(内閣送付、
予備審査)
○小規模企業共済法の一部を改正する法律案(内
閣送付、予備審査)
○中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正
する法律案(内閣送付、予備審査)
○参考人の出席要求に関する件

○委員長(鹿島俊雄君) 次は、衆議院送付の原子
力基本法の一部を改正する法律案及び動力炉・核
燃料開発事業団法案の両案を一括して議題とし、
前日に引き続き質疑を行ないます。質疑のおあり
の方は順次御発言を願います。

○向井長年君 一昨日、概略の質問を長官はじめ
科学技術庁にいたしましたわけでございますが、特に
その中で、まあ通産にも関係いたしますけれども
も、この今回の事業団発足に伴って、今後の原子
力行政という立場で、今度の事業団発足も、御承
知のようにまず科学技術の振興という立場、それ
からもう一点はエネルギー政策という立場、二つ
の両面を持っておると思っています。したがって、事
業団ができた、あるいはある程度軌道に乗ったと
いうことで、すべて原子力の開発がこれで緒につ
いたということではまだないと思うのです。この
点について、少なくとも今後原子力はエネルギー
の最先端をいくという立場を持ちますから、これ
に対するいわゆる原子力開発について、今後エネ
ルギーの立場からどういう形で進めていこうとす
るか。科学技術振興と、それからエネルギー政策
と、こういう二つの立場で、このいわゆる事業団
が発足されることと思う。ややもすれば、事業団
ができたから、これで原子力政策はある程度済ん
で、軌道に乗ればいいんだ、こういうものの考え
方があるかも知れませんが、これは私は私
大きな間違いだと思う。原子力開発に対する一部
がそういう形で軌道に乗る方向をとっただけで
あって、今後いわゆるエネルギー政策という立場
から考えるならば、これは非常に、まだまだこれ
からやらなければならぬ問題がたくさんあると思
うのですが、この点についてどう考えておられる
か、ひとつお聞きしたいと思います。

○国務大臣(二階堂進君) 向井先生おっしゃると
おり、原子力開発の事業団ができたからといっ
て、原子力の政策が全部緒について、円満にこれ
から進んでいくんだ、それで十分であるとは私も
考えておりません。おっしゃるとおり、エネル
ギー政策はわが国産業政策の根幹をなすものであ
りまして、特に、現在エネルギーの中心は油に依存
していることは御承知のとおりであります。この
油の問題を他国に九〇%以上も——もっと多い割
合になるかと思っておりますが——依存してい
るということは、わが国の将来の産業を考えると
た場合に、たいへんな問題であると思えます。そ
こで、エネルギーの供給、ことに電力が中核をな
すものでありますから、電力の開発ということに
ついては、今日まで産業政策の立場から全力を
注いできたところでありまして、いま申し
上げるとおり、燃料政策の上から申しまして、
今回開発いたそうとしております動力炉の開発
は、非常に大きな意義を持ち、役割を持つ
ものであると考えております。昭和六十年度の計
画によりまして、大体原子力による電力の供給量
は、わが国総電力供給量の二〇%から三〇%程
度の供給を考へておるようなわけであります。こ
れが昭和七十年度になりますと、もっと大きな
割合を占めるものと思っております。したがって、
今後動力炉開発によるエネルギーの供給というも
のは、非常に大きな役割を持つものでありまし
て、今後この政策を遂行していく上におきまして
は、先般も申し上げましたとおり、国の総力をあ
げて取りかかっていかなければならない。これは
産業政策の上から申しまして、また技術開発の
上から申しまして、きわめて重要な課題でござ
いますので、そういう観点からも一そう強力に政
府は進めていく中心になって、官民一体の総力を
あげていくような体制をつくっていききたい、こ
ういうふうに考へておるようなわけであります。

○向井長年君 これは科学技術庁の所管のみならず、通産にも関係いたすわけでありますが、いずれ通産関係も来ると思いますが、質問したいと思えますが、私一昨日質問いたしました中で、いわゆる在来炉の開発についてどう取り組みをするお考えがあるか、こういうことをお聞きをしたわけですが、したがって、御承知のごとく在来炉には、いま日本で大きく取り上げられているのは軽水炉である。この軽水炉は代表的なもので、濃縮ウランを中心にしてのいわゆる炉である。これは現在原電においても、あるいはまたこれからつくろうとする東電なり関西においてもこれをつくろうとして、いま建設途上にある。いまそういう形であると同時に、また、ガス炉もあるわけですね。これが東海、敦賀でやろうとしているのがこれだと思ふのです。それから先般も申し上げましたが、英国、カナダ、こういうところで、御承知のごとくAGR、英国においてはこれは大体微減速ですが、このいわゆる炉を建設しようとしている。あるいはまたカナダにおいてはCANDUというのか、あまりわからぬけれども、こういうやつをいま在来炉として建設にかかっている。日本においては軽水炉の今後の開発、国産化という問題ですね、これについて、いま事業団においては、まず新型転換炉並びに高速増殖炉、これに焦点を合わせてやろうというのが事業団の一つの目標であるわけですが、しからば在来炉の問題について、どうせ事業団が発足いたしましたも、新型転換炉、高速増殖炉というのは、原子力委員会の計画にもあるように、十年あるいは場合によっては二十年、こういう長期計画の中から国産炉の開発をやろうとするのでありますから、これは一つの方向としていいと思うのでありますが、しかし、たとえばエネルギー政策として現在取りかかっているところの軽水炉に対する取り組みはどうしていくか、あるいはこれに対する国産化という問題についてはどうするか、この問題について、この間まだ十分な答弁をいただいておりますので、この点ひとつ質問をいたしたいと思います。

○政府委員(村田浩君) これからわが国で実際に建設されます原子力発電所は、当面主として軽水型動力炉になるかと思ひます。ただいま電気事業連合会のほうで取りまとめてもらつております、今後約五年間の間に各電力会社が建設に着手することを予定しているといひますか、あるいは計画している発電所につきましても見ますと、いづれも大体軽水炉ということでは考えている、こういうことではあります。その規模は約六百万キロワットになっております。さらにそれに引き続く、つまり六、七年以降におきましても、ただいまのお話のごとく、新型転換炉あるいは高速増殖炉というものが実用化されますまでの期間に、さらに多くの在来炉というものが、もちろん改良されつつございしますが、実際に建設されることになろうかと予想されるわけでありま。

そこで、現在在来炉といわれているものには、この軽水型動力炉のほか、天然ウラン黒鉛減速ガス冷却型というのがある。また、東海発電所はその型に属するものであります。また、私どもはまだ在来炉のカテゴリーに入れておりませんが、在来炉のような実証炉に近いところまで技術開発が進められてきている、いわばセミ・ブルーブンといひますか、そういうカテゴリーに、ただいま向井先生のお話のありましたイギリスのAGR型あるいはカナダのCANDU型重水炉というものが入るかと、こういうふうに考えております。

そこで、これらの炉型の今後の実際に建設されていく、国内で国産化されていく過程でありますけれども、軽水炉がその主流をなすのであらうということを考えます根拠として、わが国の状況におきまして、諸外国に比べ、一般的に申して金利が比較的高い、こういう点、資本費の非常に大きな原子力発電所の場合には特にこのことが相当経済性に影響してまいります。原子力発電所の建設は、規模大型化もございしますが、最近の情勢ではまず六十カ月、五年あるいは五年をこえるくらいは建設工期が必要と見られている状況

でありますので、なおさらそういった金利問題というのは経済性の上に大きな影響を持つてくるわけでありま。それからもう一つ、わが国の状況としまして、たとえば耐震設計というようなことを考えましても、濃縮ウランを使ひます比較的原子炉の小型にできるものというのは、比較的那う意味では設計しやすい、そういう点もございします。したがひまして、経済性あるいは実用性、そういうことを含めての実用性という点から申しますと、まず現在ございします各国の開発した実用炉につきましても、軽水型動力炉が一番適当であるといふことがいえる、こういうふうに判断されるわけでありま。

ただ、たびたび申されますとおり、軽水炉は濃縮ウランが必要である。その濃縮ウランの供給国は、いまのところアメリカ一国に限られる。アメリカは、協力協定を結びましたならば、その協定のもとで約束しました量は必ず供給するということをはっきり申しておりますので、そのアメリカの政府の確約は十分信頼できると考えておりますけれども、しかし非常に長期にわたつて考えますと、まあいろいろエネルギー政策上考えなくちゃならぬ問題があると思ひます。そこで、将来非常に大きな規模の軽水型発電所ばかりができた、つくつたといふことになりま。その問題を、やはりエネルギー政策上からとらえて、できればやはり炉型につきましても、燃料につきましても、多様化をはかるという配慮がやはりどこかでなされておかなければならない。そういった点から、たとえばただいまのAGRでございしますが、AGRも微減速ではございしますが、やはり濃縮ウランを使用します。ただ、その場合に私も聞いておりますところは、一九七〇年代に入りま。イギリスのほうでもAGRの使用するような程度の濃縮ウランでございしたならば、イギリスから供給可能であるといひております。もしそのようなことが今後具体的になつてまいりますと、濃縮ウランの供給源が、いままでのアメリカ

一國からイギリスまでふえてくるということも考

えられるわけでありまして、そういった将来の可能性といふことも一応念頭に置いておく必要があるかと思ひます。ただ、それはやはり可能性としての配慮でございまして、現実の問題としては、とにかく軽水型発電所が多数つくられるわけでありま。この軽水型動力炉を一刻も早く国内で製造できるような体制に持つていくことが、今度は産業政策としてはぜひ必要だと、こう考え得られますので、この国産化促進ということにつ

きましては、前回も若干御答弁申し上げましたが、国の立場からは、主として軽水型動力炉のわが国の国情に適した安全性についての研究開発並びに一番のポイントであります燃料の研究開発、この二つに重点を置いて民間の会社の行なつております研究開発を助成し、育成してまいらうにしたい、そういう目的で一方では補助金、委託費制度を活用するとともに、他方におきましては原子力研究所にございします種々の施設をフルに活用して、そうして国産化に役立ててまいら。たとえば先般申し上げましたが、原研にございします出力一万二千五百キロワットの軽水型動力試験炉JPCRを燃料の国産化の実証試験に使いたいという計画を目下急速に進めております。また来年の三月月になりますと、大洗に建設中の材料試験炉が完成いたします。熱出力五万キロワットのものです。各国に比較しても決して遜色のない材料試験炉でございまして、この材料試験炉によりましてわが国における動力炉用材料、特に燃料の国産化試験といふものがフルに行なえるようになる、こ

ういふ計画で考えておるわけでございます。これら一連の施策を通じて軽水型動力炉の国産化を確実にかつ迅速に行なわせる一方、将来の問題として、高速増殖炉、新型転換炉を中心に動力炉型並びに燃料の多様化、それらを総合しての核燃料サイクルの確立並びに核燃料の有効利用、安定供給ということをはかり、エネルギー政策上に重要な位置を占めるべき原子力発電の役割りを十分実現してまいりたい、こういうふうに考えておる次第でございします。

○向井長年君 いま局長も御答弁されましたが、大体現状においてエネルギー政策上からやはり軽水炉の実用化というところで取り組まれている情勢ですが、そうなるべくと、結局アメリカに依存しなければならぬ、こういう形になってまいります。そこでエネルギー政策から考えるならば、少なくともやはり第一に低廉の原則がなければならぬ。第二番目には、やはり安定供給、この二つの大きな原則がまず必要だと思うのです。しかし、現状においては民間においてこの開発を促進してやる。こういう現状であるならば、いわゆる低廉、安定供給という立場に立つてものを考えていくならば、少なくともこの国のエネルギー政策の一環として考えることは、いま局長も言われたように多様化の方向をとらなければならぬ。ただアメリカだけじゃなくて、やはりイギリス、カナダ等のも研究開発していかなければならぬ、こういうふうになってくるかと思えますが、この二つの原則から考えて、やはり民間にこれを依存しようとするならば、やはり第一にこの二つの原則の中からコストというものが出てまいりますね、御承知の。そういう中で一つの矛盾というか、あるいは接点というものがなければいかぬ。これを政府はどう考えて結びつけていくか。ただ先ほどから、この法案にあるような将来長期にわたった高速増殖炉とか新型転換炉の開発計画は、これはいいといたしても、これはやはり長期の問題であって、いまこ五年、十年という中で原子力委員会が計画されているやつをやはり国のものとしていかなければならぬ、そういう立場の中でこのエネルギー政策上の二つの原則からくるこの接点をどこへ求めるか。この点を私は明らかにしなければならぬのじゃないか、こう思うわけなんです。いかがですか。

○政府委員(村田浩君) エネルギー政策上、低廉の原則と安定供給の原則と、この二つを満足させるような方針を考えなければならぬというたゞいまの御指摘は全くそのとおりだと思います。そこで軽水炉というものが当面経済性、つまり低廉

ということから考えますと、わが国の国情におきましても、アメリカが濃縮ウランを十分供給してくれる限り、まず最も低廉なものであるということとは間違いないと思います。そこで多様化等を含めた供給安定というもう一つの原則との兼ね合いでございまして、この点につきましては、結局軽水型動力炉による発電規模というものが、全体の発電規模との比率においてどの程度になってくるか、そのような点での問題が出てくるかということに帰するのではないかと申すわけであります。これはいろいろ不確定な要素も入りますこと、一がい何万キロワット以上は困るということはないと思ひますが、ただ私どももいたしましては、この約十年には運転開始をする、こういう計画で進めております。約六百万キロワットという規模は規模といたしまして、昭和五十年当時におきまして電力施設全体から見ますと、約七・八%に当たります。八%足らずであります。発電量にしますと一〇%近くになります。いざいざにしましては全体のうちの量であります。そういう点から考えまして、この六百万キロワットというものの自身をたぐさんの炉型に分けて多様化する。そうしなければ供給安定という点での問題がきわめて切実に起こってくるというふうには考えておられないわけでありまして、問題はそれより以降、つまり全体としての電力生産量に対する原子力発電量の比が、たとえば一〇%あるいは二〇%以上になってくるというふうになってきますと、そのような供給安定化というふうの要素をより大きく考える必要が生じてまいりますのでなからうかと思ひます。

そういう点からいたしまして、ただいまこの新しい事業団において開発する計画を立てております新型転換炉につきましては、目標が御案内のとおり大抵十年であるいは十年余りで実用化することを考えておまして、この十年、それまでにおける約六百万キロワットの中で必ずこういういった他の型を入れなければならぬかどうかという点は、やはり低廉の原則というものを十分配慮する

必要があらうと思つておるわけでありまして。そこで、わが国で開発します新型転換炉が私どもとしては実用化する時代、そのころわが国の原子力発電計画におけるエネルギー政策上の要請を二つ考え合わせるときに、低廉性と合わせて供給安定性の意味からすなわち新型転換炉を発電システムに導入していく必要性の出る時期と大体見合うものであらうというものが私どもの考え方でありまして。ただ、と申しまして、もちろんその間におきまして、諸外国でいわゆるセミ・ブルー・プン型の動力炉、イギリスのAGR、カナダにおけるCANDU等の開発が進められておりますので、この十年の期間にも、確かにわが国の条件に持つてきまして、軽水炉と匹敵する低廉性を發揮できることが立証されることがあるいはあるかもしれません。そういう場合は確かに御指摘のような低廉性とあわせて供給の安定性、つまり多様化という要素をもそういつた炉を入れることによってある程度実現できるということにもなるうかと思ひますが、そういう点は、私どももいま考へておる新型転換炉の開発計画とはまた別に、そういう諸外国の状況というものを十分その間におきまして、よく調べまして、そうして実体に即した、つまりエネルギー政策上の二つの要請に十分こたえ得るような形で原子力発電所の建設計画を進めるべきであらうというふうに考えておるわけでありまして。

○委員長(鹿島俊雄君) 速記をとめて。

○委員長(鹿島俊雄君) 速記を起こして。

○向井長年君 質問に対して簡便に答えていたでいてけつこうと思ひますので、同じようなことを二回も三回も必要ございません。

そこで、公益事業局長参られましたが、通産大臣は予算委員会に出られるらしいので局長にもお伺ひするのですが、いまこれは通産におきましても、科学技術におきましても、少なくとも今度の事業団発足に伴つて長期計画が立てられている。これはまあ一つのこととしてけつこうでござ

います。しかし当面する問題があるということですから、その当面する問題について、いま私が聞いておることは、エネルギー政策上の問題として考えるならば、少なくともエネルギー政策は、しからば何に将来中心を持つていくかといへば、原子力発電である、こういうふうにかつていわれるわけでありまして、中心はですね。そういう中で、しからば原子力発電はだれがやるかといへば、民間がやるわけですね。株式会社であるいはゆる民間の事業者がやるわけですね。事業者がやるとするならば、低廉、あるいはまた安定供給、これは国の政策でもあると同時に、そういう形が最も重要でなければならぬということが当然言われてまいります。ところが、いま言うならば、このままでいくならば、コストの問題必ず出てくるというわけですね。そして長期にわたつた十年間ぐらいはこれを開発していかなければならぬという立場に立つて考えていくならば、国の政策として民間に對してどういふ指導を行ない、あるいはどういふ一つの助成を行なっていくかという問題が私は出てくるのではないかと、こう思つていま聞いておるわけなんです。したがって、これはひとつ安達局長のほうからもエネルギー政策上の問題として、現在の、在来の、言うならば軽水炉、こういう問題についてどう国は取り組んでいくつもりであるか、この点を公益事業局長からも御答弁を願ひたいと思ひます。

○政府委員(安達次郎君) さしあたり原子力発電の当面の開発すべき種類は、向井委員御指摘のよう、軽水炉になるわけでございますが、いままでもあるいは論議が出たのかもしれませんが、今後当分しばらくの間は、やはり軽水炉が開発の中心となると思ひます。この場合、いわば軽水炉が従来実証された炉という意味で、その開発の主体は電力会社がコア・シヤルベースで推進することにしたしております。その場合にも、たとえばいゆる国産化推進のために国内メーカーの国産化の推進、あるいはちよつと一部に例がござい

いろいろな、そのような形で、やはりコマージナルベースで電力会社自体にその軽水炉を中心とする動力炉開発を推進しながら、それに必要な国の援助措置というようなものを今後考えていききたい、こういうふうに考えております。

○向井長年君 安定要件、いわゆる安定確保という立場から、国が政策をどこへ求めるかという問題は、私がいま質問したわけです。少なくともこの現状においては、一刻も早くエネルギー政策上、供給体系の中でこれの安定要件をつくって炉の開発に向かわなければならぬ。こういう点について、私は明確じゃないと思うのです。一応事業団として、新型転換炉と高速増殖炉等、長期的なやつは一生懸命にこの事業団をつくったからやられるような考えを持っておられますけれども、しかし、やはりいま当面は十年あまりこれでいかなければならぬというふうになっておるのだから、これに対してコストの問題が出てくるというならば、リスクをどうするかという問題が私にあると思うのです。あるいはまた助成をどうするかという問題が私にはなければならぬと思う。こういう問題について、政府はどう考えておるかというのを私は聞いておるわけなんです。あるいはそれに対して、民間依存で適当にやってみようんだというのでは、本来のエネルギー政策でもなければ、いま言う事業団発足の前提となるものに対しては、忘れてやしないか、こういう考え方を持たう。

○国務大臣(二階堂進君) 当分はおっしゃるとおり軽水炉を中心として開発を進めているわけですが、現在開発されておる約三十万キロワットのものを見てみますと、まだ少し高いという計算が出ておるのであります。これが七十数万キロワット上になりまして、四十五年ごろまでには百六十万キロワットか、大体そういうところになりますという十分経済性に見合うというこれは計算が出ております。したがって、いま電力会社でも建設中のものもありますし、また次から次に将来の計画を発表しておりますが、これは経済性に十分見

合うという確信があるからやっておるわけであります。そこで政府といたしましては、そういう施設等については、助成の方法、融資の道を開いて、開銀等を通じて積極的にやる方針でもありませんし、また現在もやっておるわけでございますが、そういう道を開く。また研究費等につきましては、税制上の優遇措置も考えている。将来のことになりますと、リスクもあるんじゃないか。このリスクを一体民間だけに背負わせて、こういうエネルギーの安定供給、低廉なものを供給するという方針からいって、そのリスクが出た場合に、民間にまかせておくか、こういうような御懸念もあるようでありまして、そのような大きなリスクが出てくるような場合には、そのときにまた私どもは政府として何らかの援助措置を考えていかなければならぬと思っておりますけれども、現在の私どものほうで考えております軽水炉を中心とする開発については、濃縮ウランも大体百三十万トンでそのウランがアメリカとの間に協定が成り立ち、その燃料については三十年くらいは心配はない。それから経済性についても、百万キロ以上になりますという、十分経済性に見合うというところであります。ですからその建設については先ほど申し上げたとおり、融資その他税制上の優遇措置を講じてめんどうを見ていく、こういう考え方をしております。

○向井長年君 いま長官言われているのは、それは導入して、開発して、いわゆるコストといいますが、私に言っているのは、軽水炉中心の国産化を言っているのです。国産化を、一応開発するたに、政府がどういう方向を持っておるかということに質問をしておるわけなんです。いまやっておりますが、アメリカから導入しての経済性の問題を私はいま質問しているのじゃない。したがって、私はいま言うように、政府の、現状、いわゆる軽水炉在来型、これに對するところの国の開発計画があるのか。しからばいろいろの形があると思うのです。言うならば三十五万キロを導

入して、その三十五万キロのやつを開発していくという方法もありましょう。あるいは三十五万キロを導入して、それを五十万キロに国内で開発していくという方法もあるでしょう。あるいはまたライセンス・アグリメントのいわゆる設計図をもらって、国自体で開発していくという問題もあるでしょう。そういう問題について、国はどういうふうに考えているのかということ、国の軽水炉を中心とする開発計画というものはどこにあるか、これを先ほどからお聞きしておるわけなんです。経済性の問題もここから出てくるわけなんです。この点についてどうなんでしょうか。

○政府委員(村田浩君) ただいまの軽水炉は、日本の民間の、東芝、日立あるいは三菱というふうなところは、アメリカのGEあるいはウェスチングハウスとライセンスを結びまして技術導入をしております。三菱、東芝、日立等はこれのライセンスに基づいて今後国産していくわけでありまして、そのライセンスの中心にはいわゆるノーハウ的な要素がたくさん含まれておりまして、これを国が取り上げて、国が開発していくというのは筋が違うのではなからうかと思うのです。そこで、政府は、むしろ導入されました原子炉が国内で製造されるものについては、これは後ほど通産省のほうから御答弁いただくのが筋かと思っておりますけれども、重電機械に対する融資の中に、原子力発電の国産化部分に対する融資を含めまして、今年からその方式の適用を現にしております。そういうようなことによつて、電力会社ができるだけ国産化部分をふやしていく方向へ持っていくやうに、融資上の措置をはかっている。他方で、先ほど申しましたように、安全性とか燃料というキーポイントの技術については、国が直接間接に助成して、国内において十分その技術が確立していくようにする。そのことによつて電力会社が国内のメーカーに一刻も早くフルに発注していく状況をつくり出す。ここに現在の軽水炉の国産化の政策があるわけでありまして。

○向井長年君 いま私はそんな、国で直接やれ、

そういう意味で言っておるのじゃないのですが、それに対する姿勢が、何だか適宜民間依存であるという考え方があって、先ほど来言うのは、この事業団ができれば、一応それは済んだというものの考え方が一般にあるのではないか。それよりも、当面する問題があるのではないか。これに對して政府はどれだけの姿勢をもって取り組むか。直接政府が開発するというのを言っておるのじゃない。もちろんメーカー等が先ほど言った形において開発を促進していかねばならぬが、これに對する政府の指導性と、あるいはそれに対するところのいろいろの助成という問題が必要になつてくるのじゃないか、こういう立場でいま質問しているのですから、こういう意味において、私はやはり科学技術庁あるいは通産省あわせてエネルギー政策の中から当面する問題として取り組まなければならぬのじゃないか。これを私は強調し、御意見を聞いておるわけですから、ひとつ長官御答弁をお願いしたい。公益事業局長からも御答弁願いたいのです。

○国務大臣(二階堂進君) 先ほどの答弁、少し私も勘違いしておりました。これはおっしゃるとおり輸入炉だけにたよっていくというわけではないのであります。国産化という、いわゆる日本の国情に即したものを自主的に開発していく、またその中ですぐれた外国の技術を導入していく、そういうふうな、電力会社、民間の会社が自主的に開発がしやすいような環境をつくっていく。そのためにはそれに必要な基礎的な研究などについては国がめんどうを見るし、また民間に対する研究の助成あるいは税制上の優遇措置を行なっていく、こういう考え方を基本に持っておるわけでありまして、これらのことにつきましては、通産省とも十分連絡を緊密にいたしまして、政府全体の責任において在来型の自主の開発ということもおろそかにしてはならない問題でありますので、政府全体の立場において強力にそういう施策を進めていくことはもとより大事なことであることはおっしゃるとおりでございます。

○政府委員(安達次郎君) だいたい、輸入の軽水炉によるメーカーのいわばいろいろな技術の修練が行なわれておるわけですが、今後のそういう輸入された軽水炉の技術、これを国産化するためには、ちょうどかつて電力業界におきましては、いわゆる重油火力をだんだんと大型化していった過程に、その最初の一号機は輸入で、二号機からは国産でという基本的な方向をとって従来指導してまいったわけでございます。軽水炉の導入においても同じような考え方でまいりたい。たとえば、これは容量は若干動くようでございますが、大体同一の型式、同一の容量のものは一号炉は輸入しても、できるならば二号炉からは、国産化できるように、そのために一号炉の輸入炉の建設におきまして国内のメーカーがサブコンストラクターの形でいろいろな技術の修得に努力していただく、そのようなことで、二号炉からの国産化を技術的可能ならしめる道を開く。同時に海外からの輸入競争と申しますか、海外からの競争に国内メーカーを金融力の面で補完する意味で、たゞいま重電機械の延べ払い制度もございす。それと一緒に原子力のいわば延べ払い制、これはすでに開銀に対しては道を開かしております。それからもう一つは、重機械開発制度というので、これは国産一号機についての税制上の特別の措置を講じたりいたしております。そのような援助の措置をいたして、たゞいま長官からも説明ありましたように、国産化を一日も早く可能ならしめるような環境を整備するということな方向で今後努力してまいりたい、こういうように考えております。

○向井長年君 衆議院において、この法案に伴って附帯決議がつけられた。すなわち第四項にありますが、「当面の原子力発電の大部分が在来型炉によるものであることにかんがみ、その建設及び国産化については、特段の配慮を払うべきである。」という附帯決議がつけられておりますが、これに対して科学技術庁長官はじめ担当大臣は、十分にその趣旨を尊重してやっていくという

ことを答弁されたのです。したがってそれを私はいま言っておるわけなんです、したがっていま答弁されましたように、今後在来型炉に対する開発の促進、それに対する指導助成、そういうものをあわせて、リスクあるいは助成、これを十分やられるというか、こうで確認していいと思うのです。この点について特に大蔵省はどうですか。

○政府委員(岩尾一君) だいま長官その他から御発言ございましたように現在の状況をよく判断いたしまして、それに合ったような適切な手段という意味において御検討いただければ、私どもも予算上配慮したいと思っております。

○向井長年君 まあそういうことで、それは十分あるというか、こうで私は理解いたします。次に、新型転換炉ですね、これの開発でございすが、どういふ種類のもの、日本のと、こう言われておるが、いわゆる種類のものを開発しようとするのか、いわゆるイギリスなり、あるいはまたカナダ等でもいまやっておりますが、おそらくそういうやつをモデルとして中間的な日本的なものというか、こうで取り組むのではないかと思っておりますが、どういふ構想を持っておりますか。

○政府委員(村田浩君) この事業団で取り上げます新型転換炉につきましては、先ほど来お話がございましたエネルギー政策の要請もございすので、将来天然ウランを燃料とし、しかも経済的な発電コストで運転できるような重水減速型の軽水炉方式による炉を考えております。このような炉は、カナダ及びイギリスでも似たようなことを計画しておりますが、カナダの場合は、このプルトニウムの再利用というのを考えずに、燃やした切りの形の重水炉を考えております。他方イギリスの場合は天然ウランではございせん、濃縮ウランを燃料とする重水減速型を考えております。わが国の場合は、最初計画の初めの部分では、建設費というものをできるだけ安くしていくというこも考え、かつまたプルトニウムの国内における平和的利用も考えまして、天然ウランに若干プルトニウムをまぜたそういう燃料を使う重

水減速型の動力炉を考えているわけでございます。その規模は、この事業団で行ないます原型炉としては、大体将来の実用炉へのつながりを考えまして、二十万キロワット程度を考えております。

○向井長年君 だいが時間を迫られておりますので、残念であります。協力しなければならなと思っております。次に燃料問題について、一番これは大きな問題ですが、燃料はまず第一に確保しなければならぬ。それからその確保に対する精錬あるいは加工、こういう問題にも大きな必要の問題になってくる。次には、この間も視察いたしました再処理問題が重要な問題であります。再処理問題は事業団の問題を待たずして直ちに必要になってくる。現在やっておりますけれども、すでに二年、三年次々と再処理問題が起きてくる。こういう問題について、一応現在までは燃料公社ですが、あるいはまた研究所等の研究は続けられておると思っております。この間も視察したところ、いまだにあの敷地に再処理のなを建設したいという程度であって、何もこれに對してまだ取りかかっておらないという姿ですね。したがってこの再処理問題もあわせて緊急の問題になってくると思う。それに対して、政府はこの事業団を発足すると同時に、この問題をどうやらうとするか、資金的な問題も大きな問題だと思っております。あるいはこれに対する教養とか、あるいは各所で出てくるならば、これに対する運搬の問題も安全性の問題も含めて問題になると思うのです。これについてどういふ構想を持っておりますか、この点を聞きたい。

○政府委員(村田浩君) 燃料の精錬加工につきましては、濃縮ウラン型の燃料が当面一番需要が多くなりまうので、これにつきまして、すでに民間各グループのほうからそれぞれ計画を立てまして、政府に加工事業の許可申請が出ております。この加工事業の許可申請につきましては、原子力委員会の審議を経まして、できれば年内、年度内にも審査の結果によりまして事業の許可を与えるように進めてまいりたいと思っております。

○向井長年君 それから再処理につきましては、すでに燃料公社におきまして、過去数年来予備設計から始まって、詳細設計を行なっております。現在フランスのサンゴバン社との間の契約に基づき詳細設計

を着々進めております。この詳細設計も来年の十一月に一応完了する予定でございますので、順調にまいりましたならば、それに引き続いて建設にかかる、こういうことになるわけでございまして、現在この敷地予定地がまだあいておるといってお話でございますが、詳細設計が済んでおりませんので、手をかけるに至っていないということでございます。

それから使用済み燃料の輸送につきましては、別途原子燃料公社等におきまして検討を進めておりまして、近いところは陸上、遠いところは船というような形で使用済み燃料のキャスクを運搬することを考えまして、種々問題点を検討し、運輸省とも協議をいたしております。

○向井長年君 将来プルトリウムの利用なり、あるいは保存という問題ですね、あわせて重要な問題になってくるでしょう。その問題について、研究面について非常に力を入れなければならない。プルトリウム、あるいは場合によれば高速増殖炉の保存ということ、こういう問題についてどういう考え方を持っておりますか。

○政府委員(村田浩君) プルトリウムの燃料としての研究開発は非常に重要でございますが、そのために現在の燃料公社に相当の資金をかけ、プルトリウムの開発室も設けてございますが、ここで現在着々とプルトリウム燃料の研究を行なっておりますが、将来の需要を予想した場合、今後これは増設計画が出てまいらるうと思っております。

それからプルトリウムにつきましては、当面高速増殖炉、あるいはプルトリウムの熱中性子用の炉の利用等の研究の開発のために二十年くらいの間は相当量の研究開発のためのプルトリウムが必要でございますが、私どもの計画では、国内で生産されますプルトリウムの全量がこの研究開発にほぼ見合うくらいにならうかと思っております。したがって、将来の蓄積というようなことがもし起こるとしても、それから後のことでございしますが、原則的には燃料の民有化でございます。

すので、プルトリウムを民有化した場合、それぞれの所有者である電力会社が蓄積するわけでございしますが、必要に応じこの事業団が、その業務範囲にございしますように、保有ということが書いてございしますが、必要に応じこの事業団が保有するということになるうかと思ひます。

○委員(鹿島俊雄君) ちょっと速記をとめて。
〔速記中止〕

○委員(鹿島俊雄君) 速記をつけて。

○向井長年君 昨年十月でしたか、この燃料の問題について、民有化という方針が政府で出されたと思うのですが、これは特に原研とか原電とか、合併問題もそのときあったと思いますが、そういうふうなところになってくると、非常に政府は燃料問題については責任ののりがある状態が当時感じられた。したがって、今後この事業団が発足してやはり核燃料の問題が大きな要素となるわけですから、これについては積極的な立場に立つてこの問題の推進をはからなければならない。この点についていま質問いたしましたように、ただ事業団が発足して、これから予想される国産炉の開発じやなくて、これは直ちの問題ですから、推進しなさんならぬと思ひますが、この点について、大臣どうお考えでございますか。

○国務大臣(二階堂進君) 燃料の問題は、御承知のとおり一番大事な問題でございますので、もとよりこの燃料の確保につきましては国内資源の探鉱もやります。また、燃料公社においても引き続きプルトリウム燃料等の確保、再処理等についてさらに施設の増設等をはかって研究を重ねてまいります。同時に、国内におけるウラン燃料の確保につきましても、この事業団も総理大臣の認可があればやれることも考えております。さしあたりは民間電気事業界あるいは原子力産業会議等、それぞれアメリカとかカナダとか、調査団を派遣いたしまして、そうして委任契約あるいは共同探鉱等の計画を進めておるようでございますので、今後ともこの燃料の確保につきましては、長い将来の見通しの上に立つて、積極的に政府も現

状の政策なり自分みずからの指導によって、遺漏、遺憾なきを期してまいりたい。これは当然なことではありますので、異常なる努力を今後も払ってまいりたいと考えております。

○向井長年君 委員長から、だいたい時間せいておられますようですから、大いに質問ありますけれども、協力します。したがって、私は最後に、きょうは大蔵大臣にぜひ出席願ってお伺いしたいと思つたんですが、衆議院の予算委員会関係で出られない。そうして主計の責任者が来ておられたいと思ひます。これは衆議院でもしばしば言われたのでございしますが、特に今度の事業団発足に對しましては、これは総理も言明されておりますし、あるいは二階堂長官も言明されておられる。あるいは通産大臣もそういう気持ちで進んでおられる。こういう中で、特にこれに對するいわゆる資金のまづ裏づけの問題と、あわせてもう一点は、少なくともこれは性格的にあくまでも事業団は参謀本部的な性格を持って、そしてあらゆる現存機関を活用し、その中から委託等を行なつて推進をはかる、こういう立場が中心で衆議院におきましても論議がされておりました。答弁もされておりました。そういう点について、大蔵省も、大蔵大臣も、そういう気持ちであるうと思ひますが、この点ひとつ大蔵大臣の代理として御答弁を願ひたいと思ひます。

○政府委員(村田浩君) 事業団の将来の資金の問題、それから役目の問題の御質問でございますが、この資金につきましては、先生御承知のよう十年間で大体二千億という計算に一応なっております。さように多額を要しますものでございまして、原型炉だけでも七百億といつていられるわけではございまして、実際上は動力炉ができれば電力会社等がこれを使うものだと思ひます。私らといたしましては、現在の科学技術振興費が四十二年だけで六百億くらいでございますから、全体で二千億、その一年分としては二百億でございますから、非常に大きな負担になるとい

うことを心配しております。しかし、先ほど来お話をございしますように、将来のエネルギー政策あるいは燃料の安定確保というところから、こういうことをつくり出した以上は、できるだけ資金的にもめんどろうを見たい、特にいま申しましたように、結局は電力会社が使うことになるわけですから、そういう意味でも、産業界等からの協力も仰ぎ、官民一体となつてやりたいという意味で、その意味から政府としてもできるだけ資金的な援助をしたい、かように考えております。

それからやり方につきましては、先生のおっしゃいますように、これは一種の参謀本部的なものでございしますが、また自分のところでもいろいろと研究もやり、原型炉をつくつていこうというわけではございしますから、そういうような役目も頭に入れて、全体として無駄のないように、しっかりと、いい新型転換炉ができるようにやつていただきたい。また、そういうような資金的な配慮もいたしたい、こういう考えであります。

○向井長年君 原子力委員会は、これはいわゆる総理の諮問機関であつて、そして行政機関として科学技術庁があるわけですから、それに対して総理も、あるいは科学技術庁長官も、そういう立場を先般答弁されておりました。それを大蔵省が特に別な考え方を持つて、これはおかしいと思ふのです。それで、本来が参謀本部的な性格を持つて、既存機関とか、政府機関その他の機関等も活用して、委託等もやつておるのだ、こういう答弁をされておるのだから、そのとおりでいいんじゃないですか。これを別に、いや、みずからこうだというようなことをあえてそれを大蔵省だけが言わなさんならぬことはないのじゃないですか。もちろんみずからやらなさんならぬ問題もありません。別に、それでいい。だから、そこに私は疑問を抱くから、いま大蔵省として私は聞いています。

○政府委員(岩尾一君) ちょっと私が言い過ぎたようでございしますが、いまおっしゃつたようなことでけつこうだと思ひます。

○矢追秀彦 時間がありませんので、簡単に三
点だけお聞きしたいと思ひます。

一つは、出たかと思ひますが、人材の確保の
問題でありますけれども、こういった計画がなさ
れまして、今後、大学からの卒業生、また大学院
等の要するに人材供給ですね、この面については
十分準備が万端できていると思ひますが、どうで
しょうか。

○政府委員(村田浩君) この事業団ができてま
して、動力炉の開発を進めますにあたりまして、人
材の点は最も慎重に考えたわけでありまして、五
十年度におきまして動力炉開発のこの計画に関係
します人は約千二百名と予定しております。現在
動力炉関係におります全国の科学技術者が約三千
五百名でございまして、五十年にはそれを一万名
余りに拡充していく計画を持っておりまして、で
十分この程度の人を確保することは可能と考えて
おります。

○矢追秀彦 まあほかにも聞きたいことはある
のですが、これはやめまして、少し問題は変わ
りますが、結局エネルギーの今後の確保につきま
して、もちろん原子力発電のために動力炉、転換
炉、まことにけつこうでありますけれども、核融
合に対する研究でありますか、これがもう一つわ
が国においては非常に弱いんじゃないか。もうい
ままでから名古屋大学等にもプラズマ研究所があ
りますし、そのほか文部省からも予算が出てい
るやられておりましたけれども、四十年度は再
検討のために中止になったというふうに原子力
十年史ですか、に書いてあるわけですが、核融合
の研究ですね、これに対する現在までの日本の国
におけるあり方、また今後の計画ですね、これに
ついてお伺いしたいと思ひます、長官に。

○国務大臣(二階堂進君) 核融合による熱量を利
用する電力開発の問題は、これはまだ遠き将来と
申し上げたほうがよろしいかと思ひますが、各国
におきましてもいろいろ研究されてやっております
けれども、実用段階に入るのは相当まだ先
の見通しであるようにあります。名古屋大学の伏

見教授を中心とするプラズマ研究所で研究して
おられますが、また名古屋大学のほうから、理研の
ほうでもやっておられますので、理研に対しては
研究協力を申し入れてきていてというような状態
でございまして、何しろ非常に高い温度、一億度
にも耐えるような資材等もいま研究開発をいたさ
なければならぬということ、わが国といたし
まして、高速増殖炉が完成いたして、これは電
力が十分開発できる段階になった。その次は何と
申しまして核融合による熱量を中心とする電力
開発を当然これは考えなければならぬということ
は、もういろいろな学者が見通しを立てておりま
すので、わが国もこれにおくれをとらないよう
に、大学等におきましても文部省を通じて研究を
進めております。また理研におきましても現在も
やっておりますが、そういう遠い将来に対する考
え方で研究を進めております。これにつきまして
も私どものほうといたしまして、長い将来の問
題ではあります、将来どうしてもやらなければ
ならないという一つの部門であると思つておりま
すので、積極的にこれから取り組んでいきたいと
考えております。

○矢追秀彦 いまの答弁聞いておりますと、結
局原子力発電のほうに力を入れて、動力炉を開発
されて、それからその次の段階だ。それは実用か
らいえばそうかも知れませんが、やはり
そういうことも含めた長期プランというものを
もっと具体的に立てなければならぬんじゃない
か。特に日本の物理学というのには昔から優秀であ
りますし、決して諸外国にそんな、設備の点にお
いては劣るかもしれないけれども、そういうた
理論面においてはすぐれておられるわけですから、日
本じゅうの学者の英知を集めてつくれば幾らでも
長期プランというものは私はできると思ひます。
そういう点において、ただそういう行き当たり
ばつたりのことではなしに、ほんとうにこれか
らの人類のエネルギーを確保していくには、やは
り長期プランを立てていかなければならぬじやな
いか。どうも科学技術の政策を初めとしていまの

日本の政府のいろいろなやり方は、非常に行き当
たりばつたりのものであるし、また特にこれは日本の
事情、日本人の国民性かも知れませんが、要す
るに共同研究ということが非常にへたくそであ
る。なかなか固結できない。一つに集めて、そし
て次の前進をしていくということが非常に欠けて
おると思ひます。したがって、もっと長期プラ
ンを、いまおっしゃったのは、お気持ちにはわか
りますけれども、具体的に示していただきたい、こ
う思ひますが、その点はいかがでしょう。

○国務大臣(二階堂進君) 私もおっしゃることは
わからぬでもありませんが、当面、こ二十年、二
十年は、やはり新型転換炉なり、あるいは高速増
殖炉、これは最終的な研究のターゲットでありま
すからこれに主力を注いでいきますが、同時に、
並行してエネルギー全体の将来にわたる長期計画
の観点から考えますと、これはいまおっしゃるよ
うな計画も考えながら政府としては施策を進めて
いくことが、これはもう当然のことだと思つてお
ります。また基礎的な研究が十分なされなけれ
ばならないという世界的な情勢からも、そういう
ことが痛感されておりますので、まず基礎的な研
究を進めていくことが大事ではないかと、こうい
うふうに考えております。

○矢追秀彦 もう一つだけ。これもちょっと観
点ははずれますが、海水の脱塩ですね、原子力
の。これに対してはどうお考えですか。

○国務大臣(二階堂進君) これは外国でも非常に
進められております。私どもの科学技術庁におき
ましても宇宙開発、原子力、電子、そして海洋
科学——これは海の開発、海底の開発のみならず
海水の脱塩等の技術につきましても研究を進めて
おりますが、海の中にあるのは海水に相当な貴重
な資源があるというところはもうあらゆる
学者の認めておるところでありますので、単に海
水から塩を取るところとはもう日本でもやって
おりますが、非常にコストが高いということで、
本格的な生産に取り組む体制ができておりませ
んが、しかしその過程においていろいろな貴重な物

資が得られる、こういうようなことも研究は進め
ておりますので、私は来年度はもっとそういう面
について、これは大蔵省とも話をいたしたけな
ければなりません、海洋全体の科学的な開発に
つきまして、一そう積極的に策を進めてまいら
なければならぬのではないかと、かように考えてお
ります。

○阿部竹松君 委員長、たいへん恐縮ですが、議
事進行についてですが、さいせん向井委員の発言
中、大蔵大臣を代表して御答弁下さいという前
提条件で大蔵省の次長に答弁を……。私が知つて
いる内閣法、国家公務員法によれば、そういう答
弁は、法の解釈とか、その他については答弁でき
るが、その他の問題については一切できないこと
になってゐる。したがって、私ははっきり記憶し
ておりませんから、法と照らし合せて、代理と
して御答弁してあるのだったら削除していただ
きたい。

次に、私は前回東海村に参りまして、同行され
た村田局長はじめその他の方々から現地を見
ながら一切をお聞きしておりますので、ほとんど
質問ございせん。ただ二、三点当時お尋ねしな
かったことについてお聞きしたいと思つていま
けですが、日本に公団、公社、事業団等が百近く
ございまして、いろいろ行政監理委員会等から批
判があるわけですが、それをあえて今回できるわ
けですが、しかし、悪いやつはやはり切らなけれ
ばならないし、いいやつは行政監理庁の意見や審
議会の意見があるうと、つくらなければならませ
ん。しかし、百近い公団、公社、事業団の中で、
相当優秀な、ナンバースリーくらいに入る大きな
事業団になるわけですが、しかしこれは予算と人
と運営の問題だと思ひます。ですから、予算化の
問題、これは村田局長に前回お尋ねいたしました
が、あと運営の問題、人の問題、やはりりっぱな
人材を集めなければなかなか容易でないわけだ
す。それから公社が吸収合併されるわけですね、
特に多くの優秀な技能者もおられれば一般職員も
おられると思う。そのあり方、処遇、そういう点

をどうされますか、お尋ねいたします。

○政府委員(村田浩君) 資金の問題と並びまして人の確保、運営が非常に大切なことは御指摘のとおりだと思います。人の問題につきましては、上は理事長から下は一般の研究者まであるわけでありますが、理事長等の理事者につきましては、最も適切な人を広く全国的な視野に立ってお願いするようにいたさなければならぬと思っております。それから研究者等の職員につきましては、原子燃料関係につきましては、燃料公社から全部引き継ぐことにしておりますから、大体その基盤があるわけでありまして、動力炉開発につきましては、むしろ少数精鋭の人を各方面から御協力いただいて、そして理事長を中心に一体の運営がなされるように持っていかなければならないと思っております。で、その点で、運営方式でありまして、運営方式につきましては、原子力委員会の議決を経て定めるところの政府の基本方針及び基本計画に沿って円滑かつ効率的に行なえるようにするつもりであります。現在、基本方針及び基本計画につきましては、原子力委員会でも予備的な検討を行なっております。その際に特に留意したいと思っておりますのは、既存の研究機関、既存の開発機関等もございますので、そういったところの力を十分活用していけるようにしようということとで、新しい運営方式を打ち立ててまいろう、という考え方をしております。

○阿部竹松君 昭和三十五年十月ですか、原子力委員会の中の原子力船専門部会、ここを出した日本に原子力船をつくるべきであるという結論に基づいて、三十八年と記憶しておりますが、原子力船開発事業団ができて、現在やっておりますと思いますが、なかなか難航しておるといふふうに承っております。九カ年間でできるということになると、昭和四十九年にできるということになるのですか、四十六年ですか。

○政府委員(村田浩君) 四十六年です。

○阿部竹松君 ところが、私の仄聞するところによりますと、予算、技術、いろいろな問題がありましようが、その実態はどうなっておりますか。これは運輸省でやっておりますと思いますが、あなたのほうのお力を相当お借りしておりますが、あなたのお力ではないかというふうな承知しておりますが、その点を若干伺いしておきます。

○政府委員(村田浩君) 原子力船開発事業団につきましては、当庁と運輸省の共管でやっております。したがって私も監督の責任を持っておりますわけでありまして、事業団が設立されたのは昭和三十八年の八月でございます。約四年を経過しておりますが、この間、当初立てました原子力第一船の計画が検討されました結果、改定を要するということになりました。一昨年からその種々な面から検討された結果、究極的には当初六千トン級の船という予定を八千トン級の船に改めまして、そうして国産の原子炉を積みまして、四十二年度から建設に着手し、四十六年度に完成させ、完成しました後は、約二年程度実験航海をいたしまして、実験航海が終了したならば特殊な貨物の輸送用途にあてまして、今後の原子力船時代への準備に遺憾なきを期するようにしたい、こういう手順で現在本年度の着工を具体的に持っていくためにいろいろと努力しておりますわけでございます。

○阿部竹松君 ただいまの村田局長のおっしゃるように六千トンが八千トンになっただけであれば、これはいいわけですね。ところが三十六億円、当時計上された。ところが付帯工費その他いろいろ問題になりました。七つの会社それぞれ依頼したわけでしょう、入札してください。七社が拒否したんでしょ。そこで予算も大体倍額になった。特殊な輸送船ということについてはこの次にお尋ねしますが、大蔵省から何か注文について予算が倍増されたんじゃないですか。あなたのおっしゃる通りに単に六千トンが八千トンになったというだけでございせんしょう。

○政府委員(村田浩君) 御指摘のとおり、当初この計画を立てました昭和三十八年には予算的に原子力第一船の六千トンのものの建造費は三十六億円、その他サービス・サイトその他研究開発等も含めまして事業団が九年間に使います総経費が約六十一億円と、まあこういう予定であつたわけでありまして、六千トン級の海洋観測船の契約をいたしましたために入札を求めましたところ、ただいま御指摘のとおり造船七社から、この価格では入札に応じられないということが一昨年の三月にございまして、それから検討を始めたわけでございますが、一つの問題は、その際にまあ三十六億円という価格の見積もりが今日から見ますと、当時の情報の不足等もございまして低過ぎておつたと言わざるを得ないかと思ひます。それで、この船価についての慎重を期するために、再検討の期間におきまして、もしこの原子炉——原子力船でございまして、原子炉が中心になるんでございまして——を外国から買ってきたときにはどのぐらいできるかということも並行的に調べました結果、大体その外国の原子炉を積みまして船価としては五十数億円かかるという結果が明らかになりました。そのことから大蔵省と再度御相談しまして、船価を五十数億円に改めることにいたしましたわけでございます。現在予算上は五十六億七千二百万円の船価に改訂されております。この改訂いたしました段階において、この間約数年を経過いたしましたので、今後の原子力船の実用化の見通しということもあわせて配慮しよう、そういうことから一九七〇年度には原子力商船、特に原子力コシナ船というものが実用化されるであろう、こういう見通しも出てきておりますので、そういう時代は備えるためには、当初考えた海洋観測船よりも、ある程度貨物を運搬できるものの方が実用性への接近方法としてはより実際的ではないかという配慮も出てまいりまして、だから総トン数を約二千トン増加いたしました。貨物が運搬できるように船型を改めたわけでございます。で、その際、船価はやはり約五十六億円ということと話をまとめたのでございます。

○阿部竹松君 その貨物は何かということを開きたいわけですが、それは別として、特に最後にこれは

は長官に、私の意見も入りますし、また御答弁も聞きたいわけですがね、さいせん申し上げましたとおり、東海村におじゃまして、原子力発電所あるいは燃料公社あるいはまた研究所も見ていたいただきました。ところが、やっぱり一番問題は何かと言つても再処理問題ですね。そこで村田局長にお伺いすると、この次は敦賀であつてやがて候補地として尾鷲とかあるいは志摩半島にも計画中である。何年何月にできるか、これは別として、そういう各地で計画があるわけですね。ところが東海村に再処理場があつて、東海村の現在の発電所の処理は、いろいろ困難はあつてもこれは処理できるでしよう。しかし実際問題としてその次は福井県敦賀に工場ができたとしても、そこに再処理工場をつくるわけにいきません。それはもちろんできるかも知れませんが、コストが高くなつてこれほどでもないかと思ひます。そうすれば、関西あるいは中部その他に原子力発電所がたくさんできれば、関西にも置きましょうということになるでしようけれども、一つの発電所に対し一つの再処理場を設けるということになれば、コストが高くなつて、私はしるうとすからわかりませんがけれども、ただ常識的に考えてみて困難である。そうすれば、再処理せんがために敦賀からやはり東海村まで、ある地点までは運ばなければならぬ。こういうことになってくると、いま局長の御答弁なさつた原子力船を使って運ぶのが一番よろしい、こういうことにならうかと思ひます。そこで、原子力商船いまつくつていけるようですが、それをこの港に着けるかということになります。横濱港に着けるか、東京港、大阪、名古屋それぞれあると思ひますが、あらゆるところで着けるもたらつては困る、こういうことが起きてきしめぬかということは一つの危惧を持っております。ですからこの際ひとつ、商船ができるまで、いまから長官、計画なさつて、久慈の港使えと言ひませけれども、どつかにやがて十年、二十年後には原子力使う商船もたくさんできてくるでありませんし、いまから計画しておいて、原子

力商船はやっぱりウラニウムを取りかえなければならぬわけですから、そういう箇所もいまからやっぱり考慮しておく必要がある。そうしなければ、商船ができてしまつてから、さあ横浜に着きますよとか、大阪港ですよ、晴海埠頭ですよと言うても容易なことではない。したがって、大蔵省の次長さんもおいでになつておるのだが、いまの問題ではないのですが、やっぱり次の予算等から、敷地とか土地買収とか計画しておく必要があるのではないかと。まあ私はこう、しろうと考えですが考えて見せていただけて帰ってきました。ですから、この事業団にはそういう点が書いてございませぬ、実際は、高速増殖炉と新型転換炉ということになつておりますが、それを一体どこでだれがどうするかということもやっぱりいまから計画しておかぬといへんことになるというふうに私考えてまいりましたので、これは私の意見も入るわけですが、大臣に、もしお話があれは最後に承つて、私の質問を終わりたいと思ひます。

○国務大臣(二階堂進君) いま阿部先生の御質問は、再処理工場をどこに置かうかということであらうと思つておりますが、これは再処理工場につきましては、現在原子燃料公社を中心として東海村が一番いいんじゃないかというこれは有力な候補地として、私が就任以来から内定と申しますか有力な候補地として、地元にも交渉しておるわけでございますが、まだ地元の方々の十分な了解を得ていないわけでありまして、まあいろんな問題がありますから、一部の人間から、もつとほかのところも考えたらどうだろうかという話もありまして、しかし当面は、先ほどおっしゃいましたとおり、どっか一方所、たとえば東海村を中心とするところに再処理工場ができますと、まあ二百万トンか三百万トンぐらいのキロワットのものはやはり一カ所に集めて処理したほうが経済的にもよい、こういう考え方でございまして、その後の相当な量がこれは出てまいりますと、やはりまたほかの箇所も適当なところを——一番大事なこと

は、これは安全性の問題でございますから、そういうことを十分考へて、他のところにもこの適当なところをさがさなければならぬと思つております。そういうことについては原子燃料公社を中心として今日までも数カ所、まあ実際に地元に行つて交渉したことはございませぬが、大体こういうところが将来の候補地ではなからうかということも考へておるところでございまして、これは将来の問題でございませぬけれども、おっしゃつたようなことは重要な問題の一つでございまして、将来のこととも考へながら、この敷地の問題等については考へていきたい、かように考へております。

○阿部竹松君 大臣、最後という発言をして、もう一回お尋ねするのはたいへん恐縮ですが、現在どうするのですか。たとえば東海村の発電所ではもうすでに再処理をやつていただかなければならぬという話をしておりましたね。しかし現在直ちにやるといふ体制にもないように見て参りましたが、そうしますと、イギリスに持つていくか、アメリカに持つていくかという、こういう事態が起きますね。その点、もう一回お尋ねしておきます。

○国務大臣(二階堂進君) これはもう来年度からどうしても敷地をきめて、そして工場の設備を建設していかなければ間に合わないということでございますので、地元のいろいろな問題等の解決につきましても、燃料公社、また私も、あるいは県等が中心になりまして、了解を得るべくいま一生懸命努力をいたしております。私はでき得れば、地元の方々の了解が得られれば、東海村にぜひ持つていつて、一日も早く建設したい、こういうふうに思つておりますが、当分はこれは貯蔵するところをつくつて、そこにしばらく貯蔵するか、あるいは英国等に持つてまいりまして、再処理をお願いするか、こういうことにならざるを得ないと思つておりますが、外国に、英国等に持つていつて再処理するということは、これはいかなものかと考へておりますので、どうしてもこれはわが国の国内、先ほど申し上げましたよう

なところの有力な候補地に一応ひとつ地元の方々の御了解も得ておきめ願つて、早急にこの施設の着工に当たらなければならぬと考へております。

○向井長年君 議事進行。先ほど私の質問の中で、大蔵省に対する質問をしたときに、阿部委員から、大蔵大臣の代理だとか何とかというところで、速記録をその後削除する、こういうことを委員長に要求されたのですが、私はこれは了解できない。ということは、さきに委員長を通じて本委員会に大蔵大臣の出席を要請したはずでございまして、しかしながら、大蔵大臣は衆議院の予算委員会に出席のため、どうしても出られない。こういうことから岩尾主計局長ですか、これが来られた。本来であるならば大蔵大臣に私は質問をしたいわけですが、そこで来られないから代理として来られたと思うのです。したがつて、大蔵省を代理して出席された私は見ているわけなんです。主計局長個人が来たわけじゃない。それだから、私は大蔵大臣に質問したいけれども、大蔵大臣が見えないから大蔵省として当然私は大蔵大臣の代理として答弁するのあたりまえだ、こう見ておるのだから、そういう立場で私は質問あるいは答弁を了解したわけですから、そういう点に対して、公務員法云々とか言われるけれども、これはどうも話が違ふ。だからそういう削除はやめてもらふと困る、こういうことです。

○委員長(鹿島俊雄君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(鹿島俊雄君) 速記を起こして。他に御発言もなければ、両案に対する質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○委員長(鹿島俊雄君) 御異議ないと認めます。それではこれより両案の討論に入ります。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。別に御意見もないようでございますが、討論はないものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○委員長(鹿島俊雄君) 御異議ないと認めます。それではこれより両案の採決に入ります。まず、原子力基本法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(鹿島俊雄君) 全会一致と認めます。よつて本案は全会一致をもつて衆議院送付案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、動力炉核燃料開発事業団法案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(鹿島俊雄君) 全会一致と認めます。よつて本案は全会一致をもつて衆議院送付案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両案の議長に提出すべき報告書の作成につきましても、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○委員長(鹿島俊雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

一時四十分再開することにいたしましたので、これにて休憩いたします。

午後零時十八分休憩

午後二時五十分開会

○委員長(鹿島俊雄君) これより商工委員会を再開いたします。

先刻委員の変更がございました。和泉寛君、小柳勇君及び向井長年君が委員を辞任され、その補欠として、白木義一郎君、大橋和孝君及び高山恒雄君が選任されました。

○委員長(鹿島俊雄君) 午後は、まず特定繊維工業構造改善臨時措置法案を議題といたします。本案につきましては、すでに提案理由の説明を聴取いたしましたので、まず、政府委員から補足説明を聴取いたします。乙竹繊維雑貨局長。

○政府委員(乙竹慶三君) 特定繊維工業構造改善臨時措置法案の補足説明をいたします。

提案理由及び概要について説明いたしました特定繊維工業構造改善臨時措置法案に、さらに条文に沿って補足的に御説明申し上げます。

第一に、この法律案の目的でございますが、これにつきましては、第一条に規定されておりますとおり、繊維工業の経済的諸条件の著しい変化に対処いたしまして、その国際競争力を急速に強化するため、繊維工業の中核的地位を占めております特定繊維工業すなわち特定の紡績業と特定の織布業につきまして、その構造改善をはかり、国民経済の健全な発展に寄与することを目的としております。これは提案理由の説明中でも述べましたとおり、国内におきまます労働力の逼迫と、これによりまます賃金の急上昇、外国におきまます発展途上の急速な追い上げなど、繊維工業を取り巻く内外の経済的環境が一段ときびしさを加えておりますので、このわが国の国際競争力を急速に強化することをねらっております。

次に、対象業種でございますが、特定繊維工業すなわち綿糸、スフ糸、合繊糸及び混紡糸を製造する特定紡績業と、綿スフ織物及び絹人織織物を製造する特定織布業を考へております。これらは、いずれも繊維工業の中心的業種であり、かつ、現在のところ国際競争力の低下が現実の問題となつてゐることから、対策実施の必要性が大きい、一方、業界の熱意とこれに対する準備が整いつつあることも考慮したためであります。

第二章以下は、この法律の目的を達成するための具体的な措置の内容について定めてゐるのであります。このうち、第二章は紡績業の構造改善について、まず、基本計画及び実施計画を策定し、これの達成をはかるため所要の助成措置を定めるとともに、過剰設備の処理についての法的措置を定めるといふ構成をとつてゐるのであります。

なお、特定過剰精紡機につきましては、現在過剰があるとされております部門に属する精紡機を

政令で指定いたしましたして、過剰設備の計画的な処理を行なうとするものであります。これは通産大臣の指示を受けた業界の共同行為をもつて行なはせたいと思ひます。

第二の部分は、基本計画及び実施計画の実施が円滑に行なわれますよう、政府が実施計画に定める設備の近代化等に必要資金の確保等につとめることとし、また、基本計画に定める過剰設備の処理に關し、現行スクラップ税制による課税の特例と同様の特例を認めることとしてゐることであり、これとともに、構造改善対策については、一方において労働者の減少を招くとともに、他方において労働力の確保が重要な意味を有するので、これらの施策を講ずるにあつては、関連労働者の職業の安定について配慮することとしてゐるのであります。

第三章は、特定織布業の構造改善に関する種々措置を定めてゐるのであります。ここではまず、特定織布業構造改善事業計画の承認を通産大臣が行なうこととし、次いでこの承認を受けた計画の実施についての助成措置を定めるといふ構成をとつてゐるのであります。

特定織布業については、それが産地ごとに異なつた構造上の特性を有し、かつ、商工組合を中心にとまわりをみせてゐることから、産地主義、組合主義をとることとし、産地ぐるみの構造改善に関する事業を実施するため特定織布業構造改善事業計画を産地ごとに作成し、通産産業大臣の承認を受けて行なうこととしてゐるのであります。

そして、第二の部分におきましては、この改善事業について、政府が所要の資金の確保等につとめ、設備の近代化に伴つてする設備処理の事業につき、繊維工業構造改善事業協会を通じて補助金を交付することができるとし、また、特定織布業商工組合による特定織布業構造改善準備金への積み立てに關して課税の特例を認めることにしております。

なお、特定織布業の構造改善に関する施策を講ずるにあつても、特定紡績業の場合と同様に關

連労働者の職業の安定について配慮することとしております。

第四章は、繊維工業構造改善事業協会について定めてゐるのであります。協会は、特定繊維工業の構造改善に関する業務を行なうことを目的とし、特定繊維工業の構造改善に関する措置を実施するについて重要な役割りを果たすものであります。

協会は、この法律の規定に基づき、業界関係者、関係都道府県知事及び学識経験者が発起人となつて定款を作成し、通産産業大臣の認可を受けて設立されるものであります。このような民間設立方式をとることとしたのは、業界の構造改善に対する意欲と主体性を協会の設立とその後の運営に反映させようとしたためであります。

協会の資本金は、その設立時等に政府が出資する金額をもつて構成するものと、この資本金は、すべて、特定織布業構造改善事業に必要な資金についての債務保証、及び融資に關して設けられる信用基金に充てられることとしております。

協会は、特定紡績業における過剰設備の処理のための特定精紡機の買い取り及び廃棄、特定紡績業及び特定織布業の事業廃止者からの設備の買い取り及び廃棄、特定紡績業にかかる納付金の徴収、特定織布業構造改善事業に必要な資金調達をはかるための債務保証および融資その他構造改善に関する業務を行なうものとしております。

このうち、特定紡績業における過剰設備の処理のための特定精紡機の買い取り及び廃棄は、特定紡績業構造改善基本計画及び実施計画に基づき、協会が設備を買い取つて代金を支払うこととなるので、その代金、金利等相当額につき協会が特定紡績事業者から納付金を強制徴収手続の裏づけをもつて徴収できるものとしてゐるのであります。また、特定織布業構造改善に必要な資金調達をはかるための債務保証および融資の業務は、もとより財政基盤が強固でない特定織布業商工組合が主体となつて実施する特定織布業構造改善事業の円滑な推進をはかるため、特に重要な意義を有するものであります。

るものであります。協会によるこの業務に關しては、前述の政府からの出資金及び特定織布業商工組合からの出捐金によつて構成される信用基金が設けられこととしております。

次に、協会の監督については、その業務の公共的性格から、通産産業大臣の強い監督のもとに置くものとしております。

第五章及び第六章は、この種の法律の通例に従い、報告徴収、不服申し立ての手続等の権利及びこの法律の実効を期するための所要の罰則を規定したものであります。

附則では、この法律の施行、廃止、経過措置および関係法令の改正等について定めております。このうち、この法律の廃止については、構造改善対策が五年間にわたつて実施されることと関連して、昭和四十七年六月三十日まで廃止することとしております。

また、本法律の附則により、繊維工業設備等臨時措置法の一部改正を行なうこととしております。同法は、昭和四十三年に失効する限時法であり、精紡機等の制限登録を行なうとともに、当初格納せしめた過剰精紡機の廃棄を条件とする二対一のスクラップ・アンド・ビルドによつてその廃棄を促進し、しかる後に、繊維工業を自由競争にゆだねようとしたものであります。今回、特定繊維工業の構造改善対策を進めるにあたり、従来の制限登録を、なお当分の間存続させることなどが必要であり、構造改善対策の円滑な実施を確保するため、同法の存続期間を昭和四十五年六月まで延長する等所要の改正を加へることとしたものであります。

本法律案の内容の主要な点については、以上御説明申し上げたとおりであります。

○委員長(鹿島俊雄君) それではこれより質疑に入ります。質疑のおありの方は順次御発言を願ひます。

○大矢正君 国会もいよいよ終盤になりまして、余すところわずかとなりましたが、御了承のとおり、この委員会にもかなりの法案がまだ残つてお

りまして、私は今日まで繊維問題につきましては、いろいろな角度から検討を進めてまいりましたが、この法律は紡績業にとりまして、また織布業にとりまして、将来の経営基盤、また日本の経済の中で果たす役割等を考えますと、重要な内容のものでありますし、申し上げましたとおり、会期があとわずかしかなければならぬこと、あまり前例のない、予備審査をすることにいたしましたわけでありますが、あすは遠州に参りまして紡績と織機の現状を視察し、あわせて業界の代表とも懇談をする機会がありますので、そういう意味でも本日若干の質問をいたしておきたいと思ひます。基本的な点について二、三お伺いをいたしたいと思ひます。と同時に、私は資料の要求を中心として質問を進めてみたい、こう思ひますので、これから申し上げる内容の資料はぜひすみやかに提出をしてもらいたいと思ひます。

そこで第一にお尋ねいたしたいことは、現在の繊維新法、これが成立をいたします段階における通産省の答弁は、スクラップ・アンド・ビルドすなわち古い紡績機械をスクラップにして、新たに二対一の比率で新鋭の機械を導入することによって、糸の需給関係は調節をされるという当時の御答弁であったのであります。ところが御了承のとおり、一昨年そうして昨年と、長期にわたりますて業界の共同行為がなされ、最近はその共同行為は解かれましたが、従来新法制定の際の需給安定とか、新法が成立すれば需給が安定をするといわれておりましたのは、現在の新法成立以降大きく情勢が変化をしております、私はこう思うわけでありまして、そこで、現在の新法制定以降の変化について、どのように受けとめておられるか、まずお答えをいただきたいと思ひます。それからまた、新法以降のスクラップ、それからビルドの実施状況というものはどういうようになっているのかという点については、当然のことながら資料としてこれは提出してもらわなければならぬと思ひますが、とりあえず考え方をひとつ聞かしていただきたいと思ひます。

○政府委員(乙竹慶三君) お答え申し上げます。

新法の制定当時、現在及び将来の過剰設備を想定いたしまして、格納をいたしまして二対一でビルドしないしはオープンをはかったわけでございますけれども、遺憾ながら、現状においてなお相当数の過剰紡績機械が存在するに至りました。数字は資料をもつて提出いたしますが、われわれの考え方は、まず第一に、世の中一般経済不況が非常に深刻なものであったということが第一であります。それから第二におきましては、これはまあけっこうなことではありますけれども、紡績設備の能力すなわち一錠当たりの生産量、糸の紡出量、これに重大なる誤謬があったという点が第二であります。第三に、不況及び好況時におきます流通在庫の、在庫の作用につきまして十分なる把握検討がなされておられなかったという点が第三と考へます。数字につきましては、資料をもつて詳細提出いたします。

スクラップ・アンド・ビルドの実施状況につきましては、当初予定されましたような数字で大体順調に進んでおりますけれども、現在のところ、なお当時凍結いたしました三百三十三万錠のうち、凍結残八十九万錠を残しております。詳細は資料をもつて提出いたします。

○大矢正君 私は、現在の新法ができましたる際

に、はたしてこの新法で業界が安定をするかどうかという点については、かなり疑問を表明しておいたつもりであります。結果としては、新法だけでは需給の安定をはかることができないという結果になって、さらに構造改善という立場から今度の法律が提出をされることになったのだと思ふのであります。この問題は資料が提出されてから具体的に御尋ねをいたしたいと思ひますが、統してお伺いをいたしたいことは、御了承のとおり、共同行為が長期にわたって続けられましたが、なかなか糸の値段が安定をしない。低い位置でとどまっておりますが、昨年の暮れあたりから糸の相場がかなり高騰をいたしました。特に、これから先の見通しはもろろん私もわかりません

が、最近では、衣料品が、糸の相場の高騰によって値上げをしなければならぬような状態にまでなっている。こういう、糸の市況が好転をしていくにもかかわらず、何のために、多額の資金を使って、紡績業の、これは機械は別であります。紡績業の構造改善をしなければならぬのかという疑問が率直に出てくるわけですね。従来までのように、ポンド当たり二百円とかあるのは二百四十円、二百二十円などという、非常にこの想像もつかないような糸の市況から判断をいたしますれば、政府が首領をとって何のために構造改善をしなければならぬのか。構造改善が必要だとすれば、業界みずから、自分の意思と自分の能力に応じてやればよいではないか。こういう議論が成り立つと思うのであります。この点についてどのように判断をされておられるか。お答えをいただきたい。

○政府委員(乙竹慶三君) 先生御指摘のとおり、

糸値は現在直っております。この案を考えました当時の不況のどん底、四十番手百五十円を割りまして糸が、現在二百四十円ちよつとになっております。採算点を相当上回っております。ただ、遺憾ながらと申しますか、この値段は私は絶対に永続をしない値段であると思ひます。一例を申し上げても、パキスタンから三万コリ、中共の糸すら現在入ってこようという状況でございます。この糸は、日本の糸に比べて、コリ当たり、ものによって違いますが、一万円近い安値のものでございます。当然、日本の紡績業は、その標準までは、合理化によりまして糸値を下げる必要があるというふうに考へます。その場合に、現存するところの設備能力でございますけれども、遺憾ながら相当なる過剰老朽設備がございます。この過剰老朽設備を、御指摘のように、業界が自分の手をもつて新陳代謝を行なうべきでございます。このわれわれの体験、経験によりまして、昭和三十五年以来の法律の教えるところは、格納ないし廃棄をみな法律は規定したのでございますけれども、結局廃棄は行なわ

れなかったということ。どうしてもこの廃棄を思い切つてやつて體質改善をしますためには、業界の自主的な決意が基礎にはなりますけれども、政府が手をかけてやりまして、一括して処理をしてやるという必要があるということを痛感したわけでございます。業界におきましては、イギリスのように、政府の補助金を依頼がございましたけれども、これは当然自主的にやるべきであるということ、終局的には業界の負担によりまして、いわゆる一時的に政府が財政融資の手をかし、ないし強制徴収の手をかし、過剰設備の処理をやらなければ、従来の経験に徴して困難であるという認識に立つておるわけでございます。

○大矢正君 いまの御答弁は、私はちよつと納得

いかないといひます。私の質問にまともな答弁にはなっていないのではないかと感じます。端的に言つて、繰返し申し上げますが、いま繊維局長が、四十番手の市況が二百円前後と、そのとおりになっております。四十番手の、まあ私が今日まで聞いています採算点といひますと、百八十円かその前後で、大体企業によつては多少の変化はあるのであります。平均すればその程度で、コストは十分補いがつくという計算になるわけですね。それがすでに二百円を現在依然としてこえているということ、と同時に、そのために衣料品の値上げをしなければならぬという状態の中で、政府が何のために金を出して力をかけてやらなければいかぬのかという疑問が出てくるのは、それは私は当然ではないかと思ひます。これは相場ですから、半年先、一年先も二百円でいくかどうかはわからないけれども、しかし、現状を判断して考えますれば、織布についてはなるほど構造的にも非常に立ちおくれした面がありますから、政府が積極的な力をかけてやつて構造改善を進めなければならぬという理屈はわかるけれども、糸高のために、賃織りをしているところは別として、みずから糸を買つて織っている機屋にしてみますと、全く反対の立場があるわけですね。高い

糸を買わされて、そのあげくにこの構造改善というところで、紡績業に対して政府がこれがあるというところは、どう考えてもおかしい。私はそのいろいろ議論のあるところだとは思いますが、この法律が提出される時期としては、紡績業にとつてまことに悪い時期にこの法律が提出されているような感じがするわけですが、これは局長でなくとも、大臣からひとつお答えをいただきたい。

○國務大臣(青野和太郎君) この法律案が提出されたことについてのいまの大矢委員の御疑問は、もつともだと思ひます。ことに最近綿糸の値段が高くなつたおきからでありますから、政府が特別にそれほどの助成策を講じてくれないのは、ないかという一応の疑問はお持ちになるのがあたりまえだと思ひます。がしかしこの繊維産業に対する特別措置法を考えたのは、もう少し基本的な理由があるものであります。それはもうすでに大矢委員も御了承のとおり、第一は国外的な理由、これは発展途上国家が安い綿糸を生産しておるといふこと、それが日本の競争相手になっておるといふこと、一つはいままで日本に迫られておつた英国などが思い切つた繊維産業の構造改善事業をやつておるといふこと、そういうことで日本の繊維産業がはさみ打ちになっておるのでございませう。したがっていままで、これに対しては日本の繊維産業というものを今後発展せしめるためにはどうしたらよいかという問題。そこで、内に省みてみますと、過剰紡績とか過剰の織機とかいうようないろいろな問題があるし、あるいはすでに老朽した織機などもあるというやうなことで、どうしても構造改善をやらなければならぬ必要に迫られておると思ひます。がしかし、それは自力でやつたらいいやないかというお考えであれば、それは実はいままでは大体この紡績業といふものは今日まで自力でやつてきた産業でありまして、これこそ政府の援助というものはほとんど受けずしてやつてきた産業でありまして、また紡績業それ自身が政府の援助を得ずしてやつてき

たといふことについて、彼らは非常な誇りを今日まで持つてきたと思ひます。がしかし、自主的にいろいろのことをこれまで考へてみたけれども、どうしてもやはり今日の情勢は彼らだけの自主ではやつていけないといふことで、できるだけ自分でやることはやるけれども、この上は政府のやはり助成がせひ必要だといふことを彼らも認識してまいりまして、そうして今回のような特別な措置をせひつうてくれといふことを彼らが要望してまいつたのであります。でありますからして、そういう理由で今回の特別措置法といふものを考えた次第であります。がしかし、私はこの法律を出すについては、実は業者の方にも数回会ひまして、ほんとうに君らはこの特別措置法を望むのかどうかといふことを実は二度も三度も念を押して、ことに最近においては綿糸高といふやうなことで、とかく彼らがぐずぐずしておる、ちゅうちゅうしておるといふやうなうさも聞きま

すので、そこでまた彼らに呼んで、綿糸が高くなつたからもうこういう特別措置法の必要がないといふように君らは考へておるかどうかといふことを私は念を押したのであります。が、いや決してそうではない、われわれは特別措置法をせひやつてもらいたい、綿糸高はこれは一時的な現象だといふやうにわれわれは考へておるので、この際、日本の繊維産業の構造改善をこの際やらなければ今後においては繊維産業の発展を望むことはできないからして、せひひとつこの際お願いしたいといふことを彼らはわれわれに誓つておるのであります。そこで政府といたしまして、明治維新後の日本の産業といふものは繊維産業が基本産業であつたのであります。今日においても約二割近くの輸出をしております。でありますからして、私は繊維産業はやはり日本の重要産業としていま発展せしめなければならぬと考へておるし、また人口が増加すれば当然衣料品をより多く需要するのでありますからして、したがつて、やはり繊維産業は存続発展せしむるやうに政府の政策をとらなければならぬし、なお繊維産業自体

は、私は日本人に向いておる産業だと考へておるのでありますからして、したがつて、こういう日本の産業の重要産業である繊維産業を、政府が存続発展せしめるといふ政策をとるといふことは、これは当然な私はやり方であると思ひますので、したがひまして、彼ら自身の手で構造改善ができないのであれば、できるだけやはり政府がこれに對して助成して、そして構造改善をして對外的な今後の発展、あるいはまた国内的にもこれらの需要を十分満たしてくるやうな生産を存続発展をせしめていくといふ意味で今回の法律案を出した次第でございまして、どうかその間の事情を十分御認識していただいて御審議のほどをお願い申し上げます。

○大矢正君 繊維局長、あなたも御存じのとおり、現在の新法といふのは、一つにはそれまででありました複雑な区分といふものを整理するといふこと。一つには設置の制限をするといふこと。もう一つは二対一の比率でスクラップ・アンド・ビルドをやつて紡績業の體質改善をはかるということ。私は大きなねらいはこの三つだつたと思ひます。こうすることによつて日本の紡績業の構造改善ができ、需給の安定ができるのだといふ前提でやられたのだけれども、しかし、それをやつてはみたが、その法律の効果といふものは設置の制限といふ点においては、従来のやうなやみ紡績その他がなくなるといふやうな新しい事態もありまされども、結果としては必ずしも今日までの経緯では、紡績業の構造が改善されたといふことにはならない、したがつて、今回さらにそれに上積みをして、もう一回新法で紡績業の構造改善をやるやうなことになるんだと私は思ふのであります。

をしてもらいたいといふこと。それからもう一つ問題点としてあげられますことは、今度の新法では完全にスクラップ化する、すなわち鉄くずにしてしまふ、廃棄してしまふといふことが構造改善上の大きなねらいとしてあるやうに見受けておりますけれども、新法で設置の制限をする、設置の制限はするけれども、しかし新法による合理化がはたしてできるのかどうかといふ点になりますと、私は法律上の現在の過剰紡績を廃棄せいで、あくまでも業界の自主的な判断によつて行なうといふことでありますから、設置は制限をする、しかし、反面で過剰紡績に對する実際の完全廃棄が進まないといふ事態になつた場合にどうするかといふ問題点が私は残ると思ひますのでございませう。この点についての考へ方を、この際お聞かせいただきたいと思います。

○政府委員(乙竹屋三君) 今回の法律案の改正におきましては、新法の設置制限の規定を一年九カ月弱延長をいたしまして、制限登録の期間がそれだけ延びるわけでありまして、この意味はいま御指摘の過剰紡績をスクラップ化する、それも業界の自主では確実性がなから事業協会をつくりまして、業界には共同行為を適度大臣が指示するとともに、対象紡績を事業協会に一括買上げましてスクラップにする。で、ただこのスクラップにいたします場合に、ただで買上げることがはちろんできないわけでありまして、相当な金額が要る、相当な金額は現在予算で四十八億組んでおるのでありますけれども、四十八億をもつて民間から紡績を買上げる、しかし、この四十八億は一時政府の金は財政投融資といふかっこうで立てかえていただきますけれども、業界から返還される必要があるので、その返還はこれを確保にいたしますために、とかく正直者はばかを見るといふことをモットーとする業界でございまして、一律的に返還させるために強制徴収権を事業協会に与える、事業協会は負担金を業界から徴収することに、よつて政府から借りた金を返すといふやうなやり

方、たてまえになつておるわけでございませうが、業界に負担金を負わせるためには、ある程度、ある期間、制限登録によりまして業界の収益力を確保する必要がある。これが今回の制限登録制、すなわち、新法の制限登録制のある期間延長せざるを得なくなつた主たる理由でございませう。したがって、もし一括処理がでない——この一括処理は、中途で御説明申し上げましたとおり、業界の共同行為、業界の発意によるわけでございませうが、業界でできないというふうな事態に立ち至りますならば、この一括処理をするために、それを主たる理由として制限登録の延長がはかられたのでございませうから、当然この制限登録の延長については再検討しなければならぬというふうに考えます。当然また国会におかれましては、そういう御指示がわれわれに對してあるというふうに考えます。

○大矢正君 繊維局長は、衆議院の商工委員会に行かなければならぬようなおむね時間になりましてから、私は、この程度できようは終りたいと思ひますが、最後に言わしていただきますならば、結局のところ、紡績業の構造改善を進めるにつきまして、こういう法律を通して政府がある意味においては力を貸し、助成をするということなんでしょうが、しかし、いまのように糸値が高いつつある中で、思つたように構造改善が進まないのではなかつたかという心配が一つあるわけなんです。従来の一対一のスクラップ・アンド・ビルド計画自身にも、今日問題が残つておりますが、しかし、さらに一そう合理化をしようとしても、いまのように二百円を上回るような糸の値段が続いてる限り、私は、なかなか紡績の業者が構造改善に正面からはたして取り組むかどうかという不安を持たざるを得ないわけなんです。聞くところによると、この法律ができて紡績業の構造改善をやるうとしても、従がわなかつたといふまいか、そのペースに乗らない業者がかなり出るといふ不安も感じないわけにはいきませんので、私はやはり通産省が今日まで紡績業の業界といふ話し合い

は進められてゐることを思ひますけれども、しかし、一そうこの法律の意味といふものは、単に希望する者だけ参加すればよろしいということではなしに、日本の紡績業全体にこの法律の精神と考へ方が浸透するような方向へ努力をせよいかぬのではないかとこのように思ふわけでございませう。

最後でありますからお答えは要りませんが、資料だけ要求したいと思ひますのは、昨年の暮れから今日までの糸の値段の推移ですね、これをひとつ出してもらいたいと思ひますし、それから最近、東南アジア各国から太番手の糸がかなり日本に逆輸入されてゐるという状況がありますが、最近、それがどんな状態になつてゐるのかということも、資料として出していただきたいし、それから対アメリカとの間の綿製品の出出に對しての話し合い、そして規制が今日あるわけでありますが、その内容といふものはどういふものか、現状はどうなつてゐるか、これも資料として出していただきたいと思ひますし、それから現在区分が四区分ですか、に分れておりますが、その区分別の紡績の現、それから今日まで長期に格納をされてゐる、現に使われていない紡績、そういうものの推移、それから重ねて申し上げますが、共同行為がとられて以降の状況、こういうものをひとつ資料としてまとめて提出をしてもらいたいと思ひます。

○国務大臣(菅野和太郎君) いま大矢委員が述べられたことについて、私も同じような実感を考へておりましたので、この際私の私見を申し上げておきたいと思ひますが、お話のとおり、今度の特別措置法について、希望者だけがやつて、あとは希望しない者はやらぬでもいいというふうなことは、目的を達成しないのでありますからして、したがって、今度の特別措置法については、全業者がやつぱりこれに参加してもらふという前提のもとにおいて今度の特別措置法を考へたのでありまして、いままでは正直者がばかを見るという、政府がやつたことの逆をやつたほうが得

だといふ考へ方の人が、民間人にはかくあつたと思ひますが、しかし、今度はひとつ正直者が得をするといふようにやつていきたいといふ、われわれは固い決意を持つてやつていきたい、こう考へるのであります。今度の、私はこれがもしうまくいかなければ、日本の繊維産業といふものはもう浮かぶ瀬がないといふように私心配してありますので、その意味において、政府といたしましては、この繊維産業の構造改善ということについては、みな熱意を持つてやりたいといふ考へを持つておりますから、どうかひとつその点においての御了承、また、したがって本案の御審議を特に重ねてお願い申し上げます。

してございまして、いわば貯蓄共済的な性格を持つておるものであります。したがって、掛け金は、生命保険料控除のワケ内での所得控除にとどまつてゐるのでございませうが、現行の共済契約も、みづから額に汗して働く小規模事業者にとりまして、老後の生活安定等のための制度としてきつて重要な制度となつておりますが、中小企業を取り巻くきびしい環境のもとにおきまして、やむを得ない廃業を余儀なくされる場合も多いことにかんがみ、新たに第一種共済契約を設けることとし、現行共済契約を第二種共済契約とするものであります。

○委員(鹿島俊雄君) 本案に對する質疑は、本日のところ、この程度にいたします。

○委員(鹿島俊雄君) 次に、小規模企業共済法の一部を改正する法律案及び中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

両案につきましては、すでに提案理由の説明を聴取いたしておりますので、まず、政府委員から両案の補足説明を聴取いたします。影山中小企業庁長官。

○政府委員(影山衛司君) まず、小規模企業共済法の一部を改正する法律案につきまして、その補足説明を申し上げます。

小規模企業共済制度は、小規模企業業者が相互扶助の精神に基づきまして、退廃後における生活の安定あるいは事業の再建、転業に備えて、その拠出による共済事業を行なうことに對しまして、国からも所要の助成措置を講じつつ、これを安全確実な制度として確立することを目的としたものであります。昭和四十年に発足したものであります。

現行共済契約は、共済事由を、事業の廃止のほか、法人成り、隠居、老齢給付、三十年満期等と

○委員(鹿島俊雄君) 次に、小規模企業共済法の一部を改正する法律案及び中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

両案につきましては、すでに提案理由の説明を聴取いたしておりますので、まず、政府委員から両案の補足説明を聴取いたします。影山中小企業庁長官。

これは、個人事業者の家族で事業を譲り受け、あるいは相続により承継した者が共済契約を締結したした場合におきまして、その者と譲渡人あるいは被相続人の共済契約につきまして、掛け金納付月数の通算を認めようとするものであります。以上、本法案の補足説明を申し上げます。何とぞよろしく御審議をお願いいたします。

次に、中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その補足説明を申し上げます。

わが国の中小企業構造の高度化を進める一つの方策といたしまして、この数年来協業化の動きが多くなる業種において活発に行なわれております。この協業化のための組織のあり方につきまして、過去三年間、中小企業政策審議会において検討を重ねてまいりました結果、協業化を推進するための組織制度として、新たに協業組合制度を創設する必要があるという意見がなされたのであります。そこで、中小企業者を中心とする事業活動の協業化という面に着目いたしまして、協業化をはかるために最も合理的な、そして中小企業者が最も利用しやすい機能と性格を持った組合制度、すなわち協業組合制度を創設するため、ここに中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律を提案いたした次第でございます。

次に、協業組合制度の概要について御説明申し上げます。

まず第一に、協業組合は、組合員となる中小企業者等が加入前に営んでいた事業を統合して行なう事業、すなわち協業の対象事業及びその関連事業並びにこれらに付帯する事業を行なうことができます。

第二に、協業組合は、中小企業者のための組織でありますから、その組合員となる者は、原則として中小企業者に限られます。ただし、定款で特段の定めを置いた場合には、中小企業者以外の事業者の参加を一定の制約のもとに認めております。

第三に、組合員一人の出資限度を百分の五十未満として資本の充実ははかるとともに、地方一部の組合員の専横を防止することとしております。

第四に、加入及び脱退について、ある程度の制限を付し得ることといたしまして、組合事業の一体性と資本の維持をはかります。

第五に、議決権は各組合員平等を原則といたしますが、定款により全体の議決権数の二分の一以下の範囲で出資割りの議決権を与えることとし、意思決定が機動的に行なわれるように配慮しております。

第六に、組合員は協業組合の行なう事業について競業禁止義務を負い、それにより事業の統合を保障することといたしております。

第七に、剰余金の配当は、定款により別段の定めがないときは、出資に応じて行なうこととします。

以上が、協業組合制度の概要であります。この協業組合に対しましては、中小企業振興事業団の助成対象とするなど、金融面、税制面での育成措置を講ずることといたしております。

以上、本法案について補足説明を申し上げました。何とぞよろしく御審議のほどお願いいたします。

○委員長(鹿島俊雄君) それでは、これより両案の質疑に入ります。質疑のおありの方は、順次御発言を願います。

○近藤信一君 私は、まず中小企業団体法と小規模企業共済法、この二つの法律案の内容に入る前に、一言大臣に注文をしておきたいと思うのであります。

それは、大臣がいつも提案説明の場合にも言われることばで、慎重審議をやってもいいというところでございしますが、いつも会期末になると参議院のほうに、わが委員会でもどんどんと法律が来て、私どもが慎重に審議する実際の時間というもののは少ないと思うのです。いままで本委員会では予備審査ということをやったことはないのです。その慣例を破って、今度は委員長・理事の協力、予備審査をやろうということで、非常に協力的に参議院ではやっているわけなんです。それと申しますのも、やはり衆議院で長いこと法案をやっておりますので、衆議院ではなるほど慎重審議をやっておられるけれども、参議院ではその時間的な余裕というものは非常に制限されてくる。これは私は非常に遺憾に思うのです。やはりこういう会期末になって、どしどしと法案が来るんでは、われわれとしても、たまったものではないと思うのです。これは今回だけではない。いつもこういう調子で参議院に法案が回されてくる。こ

れは私は、本来の行き方と若干そこをしておるのじゃないか。やはりこの点、もっと政府は衆議院の審議を促進するなり、そういうようなことで参議院に送ってもらわないと、参議院の本委員会としても非常に困る。特に委員長・理事が困ることは、私も長い間理事をやっておりますので、大いに体験をしておるわけなんです。そういう点、今後大臣としても十分気をつけてもらいたい。そういう点について、大臣の今後の決意といえますか、それをひとつお聞かせ願いたいと思います。

○国務大臣(宮野和太郎君) いま近藤委員の言われたことはまことにとてもでありまして、私も身も非常に遺憾に存じておるのであります。やはり参議院も衆議院と同じように慎重審議を願うべきだという考えを持っております。ありますから、まあ衆議院のほうの審議が慎重過ぎたと申しますか、都合よく進捗せずして、そして会期が迫ってから参議院に法案を送り込むというような、こういう慣例はひとつ破らなければならぬというのを私のほうも痛切に感じまして、ことに、この参議院の商工委員の方々は、委員長はじめ皆さん方がほんとうに協力的に御審議していただいておりますので、われわれ非常に感謝いたしておるのであります。そういうように皆さん方が御協力していただいているだけに、まことに申しわけないという感じもいたすのであります。その点につきましては、今後われわれ自身も反省をするし、また、政府としても、そういうことのないように閣議でも一応そういうような発言をしてみたい、こう存ずる次第でございます。

○近藤信一君 いま大臣から今後の決意についてお述べになりましたが、実際こういうふうな会期末に法案が押し迫ってくると、ともにこれは重要な法案でしょう。あなたのほうでも、どうしても国会で上げなければならぬと思っております。さうし、また私どもとしても、本来ならばこの審議日数もないので、これは継続審査なり廃案へと、こういうことになるかと思うのだけれども、これは重要な法案であるということで私

どももこれに協力してやっつけていこうということでございます。それから、やはり今後はそういう点、大臣、私に言わせれば、参議院を軽視しているのじゃないか。参議院は何でもこんなものはすぐやっつけてくれるからというような甘い考えを持っておられるのじゃないか。こういうふうな私は思わざるを得ないのであります。それで私どももいたしましては、今後もあることだし、やはりいままでのいきさつからいっても、私はほんとうに遺憾だと思っております。その点ひとつ今後十分御配慮を願っております。

そこで、まず私は団体法の改正からお尋ねしたいと思うのですが、中小企業庁また政府は、中小企業に関する法律案の改正等については、毎国会これを立ててくるわけなんです。

〔委員長退席、理事近藤英一郎君着席〕

実際中小企業の問題と取り組んでおられますと、中小企業を解決する道として、即効的なものがあるかという点、私は残念ながらこれだという自信を持ってない。だから、毎国会これはしよつちゅういろいろな角度から出てくるわけですから、私どもがよく見ておきますと、何か政府のほうでは、中小企業問題の法律をいじくらなければ、中小企業の問題に面目ないというふうなことで、あつちをいじつてみたり、こつちをいじつてみたり、そうして法律が改正されて、その後、この法律に基づいてうまくいっておるかという点、あまり成功しておるといふ姿も見られないように私思いますが、その点どうですか。

○政府委員(影山衛司君) 先生御指摘のように、いろいろと中小企業対策につきましましては、数多くございまして、種類も多いわけでございます。私どももいたしましては、中小企業の実態というものは、業種につきましても、あるいは地域的にも、あるいは階層別にも、いろいろ複雑でございます。その中で、それに対応してできるだけいろいろな政策、手段を用意をいたしておきまして、それに乗っけていただくというふうな、私どももいろいろな政策を用意をいたしておるわけでございます。

これは私は、本来の行き方と若干そこをしておるのじゃないか。やはりこの点、もっと政府は衆議院の審議を促進するなり、そういうようなことで参議院に送ってもらわないと、参議院の本委員会としても非常に困る。特に委員長・理事が困ることは、私も長い間理事をやっておりますので、大いに体験をしておるわけなんです。そういう点、今後大臣としても十分気をつけてもらいたい。そういう点について、大臣の今後の決意といえますか、それをひとつお聞かせ願いたいと思います。

○国務大臣(宮野和太郎君) いま近藤委員の言われたことはまことにとてもでありまして、私も身も非常に遺憾に存じておるのであります。やはり参議院も衆議院と同じように慎重審議を願うべきだという考えを持っております。ありますから、まあ衆議院のほうの審議が慎重過ぎたと申しますか、都合よく進捗せずして、そして会期が迫ってから参議院に法案を送り込むというような、こういう慣例はひとつ破らなければならぬというのを私のほうも痛切に感じまして、ことに、この参議院の商工委員の方々は、委員長はじめ皆さん方がほんとうに協力的に御審議していただいておりますので、われわれ非常に感謝いたしておるのであります。そういうように皆さん方が御協力していただいているだけに、まことに申しわけないという感じもいたすのであります。その点につきましては、今後われわれ自身も反省をするし、また、政府としても、そういうことのないように閣議でも一応そういうような発言をしてみたい、こう存ずる次第でございます。

○近藤信一君 いま大臣から今後の決意についてお述べになりましたが、実際こういうふうな会期末に法案が押し迫ってくると、ともにこれは重要な法案でしょう。あなたのほうでも、どうしても国会で上げなければならぬと思っております。さうし、また私どもとしても、本来ならばこの審議日数もないので、これは継続審査なり廃案へと、こういうことになるかと思うのだけれども、これは重要な法案であるということで私

が、なかなかこれが十分消化されていないものもございまして、あるいは、私どもとしましてはほとんど成功していただいていると思っております。中小企業全体のレベルアップという点は、まだまだこれからやっていかないといけない点が多いわけでございます。そういう点につきましては、今後私どももいたしまして、指導面にも、あるいは啓蒙というふうな点にも力をいたしまして、できるだけこの私どもの用意いたしましたところの施策を十分中小企業者の方が理解をしていただけて、一緒に進んでいきたいと思いますところでございます。

○近藤信一君 現在でも、中小企業の組織に関する法律としては、いろいろあるのです。たとえば中小企業団法、中小企業等協同組合法、それから環境衛生関係営業の適正化法とか、いろいろ中小企業の組合はある。その中で、一体いまだに成功しておるという組合、たとえば事業協同小組合、これも団法の中にあります。これをつくったときに、一年たつてやうと五つ六つの小組合しかできていなかった。まあ環境衛生関係は、ずっといま各地にできておる。商工組合もこれはできておる。しかし、その実態というものは、私はできておるといふだけのことで、実際の運用についてうまくいっているかという点、なかなかうまくいっていないのじゃないか。今度またここに協業組合というものができてくる。協業組合ができる、いま御説明を聞いておりましたも、まことに趣旨としてはいい趣旨なんだけれども、やはりこれをつくつてみても、組合をつくつてみて法文化して、一体今後もどんなこの協業組合というものはいけるかどうか。また、これは法律つくつたって、実際運用されないというふうな、しり切れトンボみたいなことになるのじゃないか、こういう心配が私はあるのじゃないかと思うのです。実際にいまこれらの事業協同組合が一体どれくらいあるか、商工組合がどれくらいあるか、そういうことを、まあいまでもよく

ろしいのですけれども、資料としてあとから出していただいてもいいと思うのですが、今度の協業組合の問題も、私は、いまのところではこれでなきやならぬというのは、まあ一、二はあるかもしれないけれども、そのほかの法律で現在運用しておる組合もあるわけなんです。この点、この協業組合がここで団法の改正によって成立した場合に、一体どれくらいの見通しというものをあなただけのほうでは立てておられるのか、この点、お尋ねしておきます。

○政府委員(影山衛司君) いろいろと協同組合その他組合関係の法制はたくさんあるわけでございますが、おのおのその設立の趣旨、目的に基づいてたくさん組合の制度ができておるわけでございます。ところが従来私ども、中小企業構造の高度化あるいは共同化、協業化というものを指導してきたわけでございますが、従来協同組合によるところの共同事業というものが大部分進んできておりましたけれども、それがだんだんと高度に達しまして、自分たちの事業というものはやめて、この組合全体が一つの企業体となって活動をしうじやないか、これを私どもは協業と申しておるわけでございますが、そこまでやらなければ、中小企業者のほんとうの意味の近代化というものはできないのではないかと、この自覚に基づきまして、そういう協業の動きというものが非常に多くなつてきておるわけでございます。ところが、現在の協同組合法では、その全部協業の場合におきましては、事業者でメンバーがなくなるといふ点とか、あるいは員外利用の制限という点がございます。現在、協同組合法ではこれは違法な組合になっておるわけでございます。ところが、経済の実態におきましては、そういうものがどんどんできております。また、それが必要性があるわけでございますので、その点を正面から取り上げて協業組合という制度を今度つくることにいたしましたわけでございます。現在、協同組合の場合におきましても、協業化をいたしておりますものの組合が約二千ございまして、そのう

ち全部協業に至つておる、で、場合によるとこれは違法の協同組合になるのじゃないかというふうな思われているものが約二百ぐらいある。だから、この二百というものは、協業組合に現在でも移行をしなければいけないし、移行できる組合だといふふうに考えておるわけでございます。また、その他、新設の協業組合につきましても、相当広範囲の業界からこの制度をつくりたいということ、で、私どものほうにも相談が来つておるような次第でございます。最近の新しい経済実態に相応じたところの、また中小企業者の企業感情にもふさわしいところの一つの制度であるといふふうに私どもは考えておりますので、今後ともこれは制度としては発展していくべき制度であらうというふうに考えておるわけでございます。

○近藤信一君 それからいま一つは、こうして幾つかこの法律をいじくつては同じような、類似したような組合が幾つかある。あなたのほうでいじつておるのじゃなくして、これを一元化したような大きなものを何か法文化して、それによって全部いけるのだというふうな、こういう案というものはあり得ないものか。そういうことをひとつ考えたいというふうにあなたのほうは思つておられないものか、この点はどうか。

○政府委員(影山衛司君) 中小企業の組織関係の法律を一元化するということは、私どもも、これは理想としていいことであるといふように考えております。検討いたしておるわけでございますが、まだそこまでは踏み切つてはおりません。しかしながら、その必要性については検討しなければいけないので、現在も、中小企業政策審議会の組織小委員会におきまして検討を続けておるような次第でございます。

○近藤信一君 これは審議会ですとやっていると、どうしても部分的な問題しか考えてこないと思うのです。それが今度またこれでしょう。協業組合になつてきたわけですから、審議会でいろいろ検討してやつてきたんでしょ。私たちとしては、組織化に対しては、やはり一つの一元化したそういう

う法律で、組合を全部それによつて組織していく、こういうふうなことがいいのじゃないかと思ふし、それからこういうふうな非常に中小企業関係は複雑だ。ただ通産省だけじゃない。各省庁にこれはまたがつておるわけなんだ、中小企業は。だから私どもは、やはり中小企業省の設置ということをお願いして、それから中小企業省の設置というの組織法、これも国会に出して。いづれ私どもは、政府もわが党もこの提案に対しては賛成をして、政府みずからもこの提案をなさるだろうと私は心待ちにしておるのだけれども、一向に政府はそういう方向に動かずに、ただ部分的にいろいろと、審議会であつてもない、こうでもないといふことをひねくつておる、こういうふうに私感するので、大臣、どうですか、その点。私ども何回も歴代の大任にもこれを質問しているのだけれども、通産省としては中小企業省を設置する考えはないと、こう突っぱねられておるのです。ところが、中小企業団体の総会なんかに行きますと、非常に中小企業省の設置ということについては強い要望があるわけなんです。これを満たしてやるといふふうなあなたのかい親心というものを通産省がまず率先してやれば、他の省庁もこれに賛成してくるだろうと思つておるのですが、通産大臣、この点どうですか。

○国務大臣(菅野和太郎君) 中小企業省の設置の問題については、社会党のほうからも御提案になつておることありますが、実は、私は自民党の中小企業振興議員連盟の代表委員をいたしております。そのときも私は、中小企業省を設置したらどうかということを提案した一人なんです。でありますからして、中小企業省を設けるということについての勉強は、そのときからしてもらつておるのであります。さて、自分が通産省に入つてみますと、この政府の行政機構というものが非常に複雑なんです。たとえば、たといば、中小企業省というものを設けますと、農林省、厚生省の仕事をもちに含めるといふような問題も考えなければならぬし、というふうなこ

とで、この中小企業省を設けるについては、政府が大英断——よほどえらい総理が出てきて、すべての行政機構を総とけ合いて、そうして再編成するというくらいなことをやらなければ、とても中小企業省を設置するということはむずかしい。佐藤総理も本会議で、中小企業省を設置する意思はないということをもう発表されたのであります。そこで私自身としては、中小企業省を設けるということよりも、問題はやはり制度よりも人だという考えをいたしておりますので、したがって、微力ではありますが、この中小企業の振興の問題では、私としては、私の力のある限りこの問題に挺身したいというつもりでやっております。で、先ほどから、いろいろの中小企業に関する団体がたくさんあるじゃないかというお話で、何か新しい案を出さなければ済まぬような気で出しているのじゃないかという皮肉な御質問もあつたようでありましたが、しかし、中小企業問題というのは、これは複雑多岐であるし、また、時の経過によつていろいろ新しい問題が起つてまいります。したがって、新しい問題の起るたびに新しいいろいろな法律を、これを解決するための法律案を出さなければならぬというふうなことになると思つておるのであります。そういう意味ではやはりそのときどきの必要に応じていろいろの組合ができておると私も考えておるのであります。

今度の協業組合の問題も、これも私は新しい時代のやはり産物であると思つておるのであります。いままでいろいろの組合をつくらうと、あるいはまた中小企業の問題については、資金を貸したり、あるいは税制の問題でいろいろのことをやつてまいりましたけれども、もう一つ、今日になってみると、中小企業自身が協業してやること、これが、結局中小企業を存立せしめる道ではないかというところを結局考え出してきまして、中小企業者自身が、もう自分らの力では及ばぬということ、やはり同業者と相助け合つて協業しなければならぬということを感じてきたと私は思つておるのであります。

ます。というのは、第一、この生産設備の装置が大規模になりましたからして、個人企業ではとてもそういうような生産設備をすることはできないし、それから資本力も第一足らないし、それから最近においては労働力も不足するというようなことで、そこで、同業者が相寄つて一つの企業をつくらう、事業をやろうじゃないかという機運が最近出てきたと思つておりました。また、そうすることが中小企業者の打開をはかる道であるというように、われわれ自身もそういう確信を持ちましたので、そこで、今回協業組合の案を提案して皆さんの御審議をお願いする次第であります。しかし、また業者の間では協業の必要を感じない人はたくさんあります。であるからして、せつかくこれをつくつても、これに参加しない人が出やせぬかという御心配は、これはまことにごもっともであると思つておりました。これについては、やはり指導することが必要だと、啓蒙運動をすることが必要だと思つてございまして、協業組合を結成しなければ、今後の中小企業はやっていけないということをかなり十二分に理解するように、われわれとしてはできるだけ指導して、そして中小企業を何とかして一人前にさしてあげたいということでも考え出した案であります。からして、どうぞその点についての皆さんの御賛同を特にお願い申し上げたいと存する次第であります。

○近藤信一君 今回のこの協業組合制度を新しくつくるにあつて、主として調整事業のための商工組合の法律である団体法の中にこれを規定しようとして、こうしておられるわけでございますが、それならば、なぜ中小企業者の組織として長年中小企業者に非常になじみの深い、さらに多くできておる協同組合の中でこれを調整できなかったか、この点はどうですか。

○政府委員(影山衛司君) 協業組合につきまして、これは組合ではございませうけれども、この組合が企業体として活躍できますように、いわゆる協同組合原則というものが、この組合の組織か

らは除かれておるわけでございます。そこで、協同組合法の中に入れたことをやめたわけでございます。それから、これは単独法でやつたらどうかという議論もあつたわけでございますけれども、これは中小企業者が中小企業の構造の高度化をはかるためにお互いに出資をいたしまして、自分の事業をこれに投入いたしまして共同事業をやつていこうというものでございまして、これはやはり組合性というものが残つております。したがって、中小企業団体の組織に関する法律にいたしますところの中小企業団体の一つであるというふうには私は考えておるわけでございます。また、この中小企業団体の組織に関する法律、先ほど先生御指摘の点もあるわけでございますが、できるだけこの組合関係というものの法律は、中小企業団体の組織に関する法律に合体していきたいという考え方のあらわれもございまして、この中小企業団体の法のの中に入れたわけでございます。だから形式的には、事業協同組合あるいは企業組合、商工組合等、ほかにこの中小企業の団体の中に入つておるわけでございます。

○近藤信一君 いまも言われましたように、協同組合が、今度の法律が改正されれば協同組合から協業組合に移行するものもあるわけですね、これもできるわけですね。そうすれば、私は、商工組合より協同組合のほうが協業組合に近いのじゃないか。そうすれば、協同組合のほうを直していけば、このほうがうまいんじゃないか、こういうふうにも考えざるを得ないのであります。やはり協同組合事業としてやれないから協業組合へ移行しよう、協業組合ができなければ、自分たちの存立というものが認められない、こういうものもあるわけですね。いまもあなたが言われました違法的な行為をやつておるものが約二百あるということなんです。これは現在協同組合事業として成立しておる中で行なつておる事業だと私は推察するんですが、そうならば協同組合のほうを改正していけばこの問題は私はスムーズにいくなじやないか、こういうふうにも考えざるを得ないんです。

○政府委員(影山衛司君) それは出資という関係

が、この点はどうですか。

○政府委員(影山衛司君) 先生御指摘の点もごもっともな点がございまして、私も協同組合法の一環としてこれをつくつたらどうかということも検討いたしたわけでございますが、この協同組合法につきましては、やはりこの第五条でございまして、協同組合原則というものがはつきりうたつてあるわけでございます。やはりこの協同組合法は協同組合原則で実施されるものを純粋にこれに残しておきたいという單純に立法技術的なものもあつたわけでございます。やはり中小企業等協同組合法とは性質の多少違ふところのこれはやはり組合でございまして、別の体系にしたわけでございます。

○近藤信一君 まあ予備審査ですから、あと今後の質問に対することで一、二お尋ねしたいと思つておるんですが、たとえば政府が説明したり答弁されるときに、いわゆる協同組合、協業組合、共同化、協業化、合併と、こういうことばがしょっちゅう出てくるわけなんです。いわゆる協業と合併とどう違うか、これは専門的な字句だけの問題か、それとも實際運用上について協業と合併とどう違うか、そういう点はどうか。

○政府委員(影山衛司君) 協業と合併でございますが、中小企業法人であるところの、会社であるところの中小企業者が一緒になるといふことにつきましては、合併も協業も同じでございますけれども、しかしながら、今度合併の場合には両方の、四つなら四つの会社が一つの会社になります。と、これはなくなりまして、あとかたもなくなるわけですね。ところが、協業の場合につきましては、その会社が四つあれば、その四つがメンバーとしてこれは残るわけでございます。そういう点が組合制度、組合員が残るといふ点が違つてございまして。

○近藤信一君 合併の場合は、たとえば株式なら株式として残るんじゃないですか、自分の持ち分というものが。

○政府委員(影山衛司君) それは出資という関係

が、この点はどうですか。

○政府委員(影山衛司君) 先生御指摘の点もごもっともな点がございまして、私も協同組合法の一環としてこれをつくつたらどうかということも検討いたしたわけでございますが、この協同組合法につきましては、やはりこの第五条でございまして、協同組合原則というものがはつきりうたつてあるわけでございます。やはりこの協同組合法は協同組合原則で実施されるものを純粋にこれに残しておきたいという單純に立法技術的なものもあつたわけでございます。やはり中小企業等協同組合法とは性質の多少違ふところのこれはやはり組合でございまして、別の体系にしたわけでございます。

○近藤信一君 まあ予備審査ですから、あと今後の質問に対することで一、二お尋ねしたいと思つておるんですが、たとえば政府が説明したり答弁されるときに、いわゆる協同組合、協業組合、共同化、協業化、合併と、こういうことばがしょっちゅう出てくるわけなんです。いわゆる協業と合併とどう違うか、これは専門的な字句だけの問題か、それとも實際運用上について協業と合併とどう違うか、そういう点はどうか。

○政府委員(影山衛司君) 協業と合併でございますが、中小企業法人であるところの、会社であるところの中小企業者が一緒になるといふことにつきましては、合併も協業も同じでございますけれども、しかしながら、今度合併の場合には両方の、四つなら四つの会社が一つの会社になります。と、これはなくなりまして、あとかたもなくなるわけですね。ところが、協業の場合につきましては、その会社が四つあれば、その四つがメンバーとしてこれは残るわけでございます。そういう点が組合制度、組合員が残るといふ点が違つてございまして。

○近藤信一君 合併の場合は、たとえば株式なら株式として残るんじゃないですか、自分の持ち分というものが。

○政府委員(影山衛司君) それは出資という関係

だけで残るわけでございまして、いわゆる私どもが協業組合の組合員に課しておりますところの、たとえば競業の禁止の義務でございまして、あるいはこの議決権を認めておるとか、というふうな制約というものはないわけでございまして。

○近藤信一君 それからもう一つ、小規模事業と小企業、この相違ですね。たとえば小企業に対してはこれは信用保険公庫法の改正で、小企業とは次に掲げるものであるということで、常時使用する従業員が五人、商業またはサービス業を主とする事業者については二人、と、こうあるんですね。ところが今度は小規模になりますと、これが常時使用する従業員の数が二十人、これは定義の問題ですね。それから商業、サービス業に対しては、これは五人と、こうなっているんですね。われわれが考えると、小規模のほうが人数が定義の点では多くて、小企業のほうが人数が少なく、こういうふうなことが法律にも出ておるんですが、実際、小企業と小規模とはどう違ってくるのか、その境界はどうしてこんなことになっておるのか、この点はいかがですか。

○政府委員(影山衛司君) 小規模企業と小企業でございまして、これは小企業というのは零細企業というふうな考えたいかと思ひますが、ただ、あまり零細企業、零細企業というのがどうも語感が悪いので、小企業というふうになっておるわけでございまして、小規模企業につきましては、これは中小企業基本法の第二十三条で、おおむね製造業等において二十人、それから商業、サービス業については五人というふうな定義がされておりますので、それに従っておるのでございまして。また、その中でも特に零細層につきましては、大体五人または二人、たしか事業協同小組合の加入資格につきましては、五人または二人というふうにもなっておりますのでございまして、これが零細企業というものの定義ということに大体なっておりますのでございまして。だから小規模企業、その中の零細企業を小企業としまして五人または二人というふうなことにいたしておるわけでございまして。

○近藤信一君 まあ小規模というのが零細企業だと、ところが小規模というのはいわゆる小の企業、こうなると、中小企業の定義の中に、実際区別すると、それじゃ三つに分けをしなければならぬ、こういうことになるので、中と小規模と小と、こう三つに分けなければならぬ。それがいつも中小企業ということで片づけられておる。したがって、法律の面でおおむね出てくるのは、中のほうの問題が主として優遇されておるような私感がするんですね。やはり今後私どもが審議していく上に、零細企業に対しては小企業、それからそのちよつと上のほうにいくと小規模、こういうこととお尋ねなんかをしていかなければならぬということになるので、私ちよつとお尋ねしたわけなんです、こういう点で私、はなはだ矛盾していると思うのです。中小企業は資本金が五千万円まででしようね、五千万円までに押さえられている、その三百人と五千万円と。

〔理事近藤英一(郎)君退席、委員長着席〕

小規模の範囲はどの辺までかということになると、この定義からいくと二十人と五人と、こういうことになる。小規模といふと十人から五人と二人と、こういうことになっていくが、実際これはなかなか理解するのも無理解しにくいと思うのですよ。何かこれいい方法ないか、あなたのほうで何かこういう点をもつと革命的な考えは持っていないのか。

○政府委員(影山衛司君) 先生御承知のように、中小企業の中にもいろいろ階層がございまして、たとえば小規模事業者二十人あるいは五人の場合には、中小企業の数三百五十万の中で三百万ぐらゐであります。そういうふうな多数を占めておりまして、私どもも中小企業対策の大部分は、小規模事業者対策、それは零細企業も含めてということだろうと思うのですけれども、大体そういう点もございまして、先ほど大臣が御答弁申し上げましたように、各階層別にできるだけのこまかい施策も講じたいというわけで、こういうふうに分けをしたわけでございしますが、なお、先生御指摘

の点につきましては、私ども検討を進めたいと思っております。

○近藤信一君 いろいろとまた御質問をするわけでございますが、本日はこの程度にして、終わります。

○高山恒雄君 一つ、これは大臣にお聞きしたいのですが、これは中小企業対策でやられる問題として決して不適当とは思っておりません。いま出しておられる問題、これは現実の問題じゃないかと、この点は私もそう思うのですが、しかし問題は、共済制度にしろ、あるいは五人、二人、五人から二人のこの零細企業の組合組織をどうするかという問題、これは必要だと思ふんですよ。しかし、そんなことだけをお考えにならないで、なぜ中小企業が今日まで、ここまで苦しい立場に追い込まれておるかという問題ですね、基本的な問題ですが、そういう問題を私は根本的にやっぱり中小企業の対策としては考える必要があるんじゃないかと思ふのです。一つ例を申し上げます。問題は、中小企業といへども付加価値の問題でしよう。中小企業なるがゆえに付加価値が少くない。下請業界であればそれでたかたか。金融の処置であるならば差別融資がしない。結局中小企業は立つ瀬もないような構造になっているのですよ。それをやっぱり根本的に私は論じてもらって、たとえて例を申し上げますならば、百貨店法、こういう問題はやっぱり中小企業対策の中で大きく私は論じてもらって、そして百貨店の横暴販売ですね、こういうものはやっぱり規制する、そういう零細企業に対する付加価値を生みます、こういう問題が改正されない限り、現実に出てきておられるところの私に大きな問題があると思ふのです。さらに、近藤委員の質問があったように、五千万円の資本金に三百人以下。したがって、この最低はサービス業で二人あるいは五人以下、こういうことでもないちよつと判断に苦しむような法案が次から次に法制化されるということになると思ふのです。そうじゃなくて、中小企業を生かす道はむ

しろ付加価値をどうして生みますか。付加価値を生みます方法は、流通機構の改善もございましょう。あるいは共同購入もございましょう。あるいは百貨店法の改正もありましょう。私は、ちよつとそういう面におけるその考え方を考えていかなければ、出てきたものの勝負の対策は事後対策であつて、建設的な中小企業の前向きな姿の対策でないと思ふのです。この点、大臣どうお考えになっておるか、私はお聞きしたいのです。

○国務大臣(菅野和太郎君) ただいま中小企業の問題の基本問題についてお話がありました、私もその問題については、同じようにいろいろと考えて、また悩まされておる問題であります。要は、中小企業と大企業との間の所得の格差をなくするということだと思ふのです。付加価値の問題は、だから中小企業は中小企業として存立ができて、あえて大企業と比べても所得の格差がないようにしてつらばにやっていると、こういうようにするということが、私は中小企業問題の基本目的だ、こう思ふのです。そういう意味で、中小企業なるがゆえに弱みがある場合には、それを助けるとか、大資本によって圧迫される場合にはそれを助けるというふうなことで、いろいろの今日の中小企業の問題の対策が、法がたくさん出ておると思ふのであります。今度の協業の問題も、これによつてひとつ大企業と対立のできるようにしてあげたいということでも考え出された問題であります。しかしながら、お話のとおり、これで全部解決するということわけじゃありません。その点において、先ほど近藤委員も言われたとおり、中小企業の問題は一本にずっときれいに解決できる案が、対策があれば、これはわれわれも喜んでそれをやりたいのであります。今日までみんながやっぱり苦心をして、そうしてあれをやり、これをやりして、何とかして中小企業を助けたというところで、何となくして中小企業を助けた、幸い今度皆さん方の御賛同を得ました中小企業の振興事業団というふうなものは、これは私はいままでの対策の中で一番まとまった対策じゃない

か、こう考えておるのであります。これによってひとつこの際中小企業の問題も新しい道を歩んでいきたいという考えをしております。また、この新事業団によって、私は、中小企業の問題については政府がほんとうに決意を持っておられることをひとつ示したいという考えを考えておられるわけでありまして、したがって、皆さん方からこの間からも御質問がありました。この事業団の理事長の問題でも、天下りはいかぬとか何とか、いろいろ皆さん方から御批判を受けておられるのであります。私は、中小企業の問題で苦勞して、そしてほんとうに同情心を持った人がこの理事長になつてもらいたい。それによって多中小企業の問題の解決が一步一歩進むのじゃないか。単なる月給だけもろて理事長をやつておつたらいいという人ではないかぬということ、実はそういう点においては、そういう人物はないかというのでございまして、皆さん方にも御推薦をお願いしたいということを申し上げておるのであります。そういうことでいま私も苦心をして、何とかしてこの事業団でひとつ中小企業の問題について一つの曙光を見出したいというのがわれわれの考えでありますから、どうかひとつ、その点において御協力を特別にお願い申し上げます。

○高山恒雄君 それは前向きな姿で事業団法をつくられたことは、これは私も一歩前進だと思つてます。しかし、それができる範囲内は、現行法律でやっぱり制限があるのです。したがって、その制限を改正してやるといふ方向に進まないといふ私は、やっぱり一人でやるよりも十人の力です。たばうが強い、これは当然のことですから、そういう組織をつくられるということについては、私は決して反対をしておりませんが、それ以外の問題、たとえばその事業団が生まれて、二十人なら二十人の協業の組織ができたといふと、そこで生産をしたものをあるいは集荷所に持つていく。そこで三%、四%の集荷手数料というものを取られる。百貨店に出して、百貨店で売れると、ま

たその品物が集荷所に返つて、ここでまた二%取られる。何にもしないでそこで六%ないし七%の手数料というものを取られておる。百貨店は売れば全部返すんだから、これくらいいりっぱな商売はない。こういうものに基本的に入れをしないで私は付加価値は生まれてこないといふのです。生まれてこないのに、幾ら協業組合が、一人よりも十人が強いことはわかつておりますけれども、私はそれではしかし範囲が小さい。もつと根本的にメスを入れてもらいたい。これは自民党さんですから大資本にはなかなかさういふことは言えないと思つておるけれども、どうですか、大臣、百貨店法でも変える意思はありませんか。

○国務大臣(菅野和太郎君) ここで中小企業の問題を解決するについて、中小企業自体の改善策といふことも考えなければならぬが、同時に、一般国民の消費といふ立場も考へてあげなければなりません。百貨店があれだけ繁栄するといふものが、一般消費者側から見ると、百貨店といふものが買ひやすいとかいふようなこと、また定価が一定しているとかいふようなことで安心して買えるとかいふようなことでありますからして、したがって、やはり一般消費者側の立場といふことも考へていかなければならぬのでありますからして、さういふ点からして、百貨店が大企業であるがゆゑにわれわれは擁護する意味ではなくて、一般消費者の利便といふことでわれわれも考へていかなければならぬ、こう存じておるのであります。しかし、百貨店が特に付加価値を多くとるといふようなことは、これはその点においての規制ができれば規制をしたい。たとえば売れ残りといふような問題なども、これなどは将来考へてみた問題だと、こう存じておる次第でございます。

○近藤英一郎君 近藤委員が先ほど質問しました中に、中小企業省の設置問題に触れたわけですが、ところが、ちょっとさつき聞いておりました、大臣も、佐藤総理が本会議で、いまつくる意思はないのだ、さういふことを言つておるのだ。それからもう一つは、たとえば厚生

省なり農林省に影響してくる問題なんで、もつとえらい力のある総理大臣が出なければこれはだめだろうと言つておられるのですが、実態は、これはいま大臣が言われるように、大企業、中小企業、特にわが党といふますか、選挙になりますと中小企業は大企業といふことを言うのです。ところが、中小企業団体の会合に出ますと、中小企業は施策の面でまだだわれわれは不満があるのだ。そしてこれを実現させて、われわれがもつと目の目を見るような政策を実行してもらつたためには中小企業省をつくれといふ声がうんとある。さういふことをまず第一に、大臣は知つておられますか、どうですか。それからそれについて、中小企業省の設置といふ問題について、これはいろいろ勇気と英断が要すると思つておるのです。要すると思つておるのですが、産業分野の内容もさうと検討してみたり、その層の幅が非常に広いといふ、さういふ点を考へますと、非常に大事な層なんですね。これに対して中小企業者を設置しようといふ、いわゆる各団体からの陳情願がずいぶん出てきておるわけです。わが党の中でもまだ意見のまとまらない面もありますけれども、さういふ点が非常に強いといふことでありますので、さういふ点を大臣が知つておるかどうかといふこと、大臣のそれに対する考へはどうかといふことをちょっと聞いておきたいと思ひます。

○国務大臣(菅野和太郎君) 私も中小企業のさういふ会合に出たときにも聞いております。私は先ほど申し上げましたとおり、それは皆さん方も御参加願つておると思つたのですが、中小企業振興議員連盟——私が代表委員をしておつたときに、この中小企業省の問題についてひとつ検討しようじゃないかといふことを提案した一人でありましたが、できれば中小企業省をつくりたいといふのが、私の考へでありますけれども、現時点の段階においては、それをつくることとはよほど困難だといふふうに考へております。これにはいまの行政機構といふものは伝統のあることでありますし、でありますからして、現在の段階にお

いては、いま中小企業省をつくるということは困難だと思ひますが、しかし、通産省の仕事といふものは、これは大別したら中小企業と貿易のことをやつておるといふても差しかえないのです。でありますからして、いまの通産省の仕事といふものは、中小企業のことを通産省の本体の仕事としてやつておるのでありますからして、その点だけはひとつ御了承願ひたいと思ひます。

○近藤英一郎君 大臣、よくわかりましたけれども、いずれかの機会にこの問題はまた御質問したいと思ひますが、大臣も中小企業振興議員連盟の会長をやつておられて、これをつくらうといふ旗頭であつたわけですから、さういふ点から考へて今後一そう推進していくつもりであるといふ点はさう理解していかうか。今後それを推進してもらいたい、さういふ点で私の質問は終わります。

○委員長(鹿島俊雄君) この際、参考人の出席要求についておはかりいたします。

ただいま議題としたしております両案審査のための参考人の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと答へる者あり〕

○委員長(鹿島俊雄君) 御異議ないと認めます。なお、その日時、人選等につきましては、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと答へる者あり〕

○委員長(鹿島俊雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(鹿島俊雄君) 両案に対する質疑は、本日ところはこの程度にいたします。

午後三時四十二分散会

七月十一日本委員会に左の案件を付託された。
(予備審査のための付託は六月九日)
一、石油開発公団法案